

## 第一百四十五回国会 農林水産委員会議録 第十七号

平成十一年五月二十七日(木曜日)  
午前九時三十分開議

## 出席委員

委員長 楠積 良行君  
理事 赤城 徳彦君  
理事 松岡 利勝君  
理事 小平 忠正君  
理事 宮地 正介君  
今村 雅弘君  
金子 一義君  
岸本 光道君  
熊代 昭彦君  
鈴木 俊一君  
中山 成彬君  
御法川 英文君  
宮島 大典君  
矢上 雅義君  
神田 厚君  
堀込 征雄君  
木村 太郎君  
佐々木洋平君  
中林よし子君  
北沢 清功君  
出席国務大臣

農林水産省構造 改善局長 渡辺 好明君  
農林水産省農産 園芸局長 樋口 久俊君  
農林水産省畜産 局長 本田 浩次君  
食糧庁長官 堤 英隆君  
林野庁長官 山本 徹君  
自治大臣官房総務審議官 香山 充弘君  
自治省財政局長 二橋 正弘君  
内閣總理大臣官室長 大藏大臣官房審議官  
大蔵省主計局次長 農林水産委員會専門員  
小野寺五典君  
木部 佳昭君  
前島 秀行君  
同日 訴任  
五月二十七日 訴任  
補欠選任  
農林水産大臣 中川 昭一君  
丸山 晴男君  
小林 勇造君  
藤田 スミ君  
井上 喜一君  
菅原喜重郎君  
出席政府委員

農林水産委員会議録 ○穂積委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出 食料・農業・農村基本法案を議題といたします。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鉢呂吉雄君。  
○鉢呂委員 おはようございます。  
中川農水大臣におかれましては、連日の集中的な御審議に御答弁をいただきまして感謝申し上げます。

きょうは、今週曜日ときのうの地方、中央公聴会の御意見を踏まえて、一つは価格政策と經營安定、所得補償の問題、それからWTOに対する対応、あるいはまた、少し論議が少ないのでありますけれども、環境保全型の農業といいますか農法のとらえ方、そして、相当議論もされておりましたから、大臣として、この委員会の議論を踏まえて、どうこの基本法に対する態度を現状でしておるのか、でき得れば、そういう面について一時間半御質問をさせていただきたいと思います。

まず、地方公聴会、私も札幌に参りました。また、きのうは中央公聴会ということで、午前後八名の方に御意見を賜ったところであります。

それでは、現状の農業の状況あるいは食料の実態この危機的な状況といふものとらえ方をしながら、新しい基本法に対する期待といいますか、また同時に、この基本法の持つ、原案といいうものに対する修正についての論議も多かつたといふふうに考えております。

そこで、まず最初に、專業的な農業経営における所得補てん、そして価格政策について質問いたしたいと思つております。

きのうも議論がありましたけれども、北海道の札幌市での地方公聴会でも、農協系統の代表者の方また農民団体の皆さんからも、専業的な農業経営に対する現状の厳しい状況について数字

本日の会議に付した案件  
食料・農業・農村基本法案(内閣提出第六八号)

を挙げて御報告がございました。とりわけ、この間の、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意後の価格の低下あるいは国際的な輸入農産物との競合と、いうものに国内の農業生産が非常に圧迫をされるという事態もありまして、大臣も御案内のとおり、この十年ほどでも、いわゆる政府管掌作物といいますか、政府が行政価格として示しておるその価格の低下も著しいという状況でござります。

そういう意味では、專業的な農業経営であっても、誇りと自信、自信といいますか、誇りは持つてこれからも臨んでいきたいということでありますけれども、現実には集落が、農家戸数が相当減るというような状況もございます。  
学識経験者の話においても、ガット以降の輸入品との厳しい競争において価格低下が激しく、北海道の農業の空洞化という現象も見られるというところでありますし、また農協系統の方からも、稻作安定化対策といふのは一定の役割を果たしておりますけれども、価格低下に対する補てんとしては必ずしも十分でない、生産費も償えない状況で、土地改良資金の返済の問題あるいはさまざま稻作安定化対策といふのが一定の役割を果たしておられますけれども、価格低下に対する補てんとしては必ずしも十分でない、生産費も償えない状況で、土地改良資金の返済の問題あるいはさまざまなコストが所得減につながるような状況を呈しております。

また、学識経験者からは、今回の稻作安定化対策のようないわゆる収入保険的な対策といふのは、例え偶然的な農業災害的なものの補償には有効でありますけれども、傾向的に価格が低下をするというものについては必ずしも有効でないというような話をございました。

価格を市場原理に移行するということであれば、消費者の負担は実際問題極めて低下をしておるわけでありますから、その受益については、消費者負担から行政負担という形をとつて段階的な移行をすべきでないか、これは私も前の質問でも



価格変動による影響というのは、当然、暴騰する場合もあれば下がる場合もあるわけでございまして、暴騰する場合には、これはある意味では生産者にとってみればプラスになることもある。それから、暴落すればもちろん生産者は困るわけでございまして、そういう意味で、三十条いろいろな対策をとつておるわけあります。これはやはりあくまでも三十条に該当するような農家の経営努力というものがまず基本にあって、その上で、国なりいろいろなところがいろいろな施策を講じていって初めて効果が発揮されるものだと考えております。

したがいまして、意欲ある農業者が創意工夫を生かして、極端に言えば、経営条件といいましょうか、例えば北海道でしたら、寒冷地であることに対してどういうふうにしていくかとか、品種の問題とかいろいろな努力をされる、それをバッックアップしていくということがそれぞれ全国の農業者の方々に期待をさせるわけでござりますけれども、やはり創意工夫と、いうものが大前提での経営の展開、そして、それに基づいて我々がいろいろな諸施策をやっていく、農業経営基盤の強化促進対策あるいは経営管理対策、あるいはまた生産基盤対策等々いろいろあると思います。

そういう意味で、これからももちろん、経営安定対策、所得対策、それぞれにそれぞれの地域の特色もあるでしようし、また、農業の経営者としてのいろいろなお考えもあると思いますけれども、それぞれに生産者が基本となつた意欲を前提にして、何も我々が責任逃れということじゃなくして、これは一体とならないとその目的は達成できませんという意味で、所得政策そして経営安定対策、それぞれを別個のものというよりも、総合的に言えど、一つの基本的な、基本理念の第一番目であるいは第三番目、第四番目にも直接関係する、基本理念に直結する課題でもございますので、我々としては、全力を挙げていろいろな対策をこれからも考えていかなければならぬというふうに考えております。

○鉢呂委員 もちろん農作物ですから上がるところもありますけれども、平成四年の新政策でも、価格を市場に連動させた場合に、これは構造的と言つてもいいぐらい、いわゆる專業的な經營に大きな影響を与えるということで、そのタイムラグが生ずるということで、それをいかにしていくかということがあのとき提起をされておりまして、野菜等は違いますけれども、穀物的なものは外国の輸入農産物に大きな影響を与えていたり。  
国内だけで需給というものが見られるのであれば、もちろん暴騰することもあるでしよう。しかし、それらはすべて外国の輸入農産物等の影響を受けているわけですから、そことの関係を、経営を持続的に維持していくという観点から、政策として、価格政策から所得政策に移行していくことはWTOの大きな流れ、精神でもあるわけですから、そういう観点で、所得確保対策といふのは現下の農政上の最大の課題である、これは大臣も御承知だというふうに思っておりますけれども、そう考えております。そのことは調査会でも明確な答申でも、あるいはこの農政改革大綱でも明確にそういう方向を打ち出しております。  
そこで、農政改革大綱の農業経営の安定と発展という中で、若干認識が違うのではないかといふように私は恐れるわけでありますけれども、国内の農業生産の維持増大を図るために価格政策全般を見直すという形で、いわゆる価格を市場に連動させた場合には国内農業生産が増大するといううな書きぶりなわけであります。  
これは、私も今言いましたけれども、価格を市場に連動させる、それまで行政支払価格で支えていたものを、関税率を下げたり、あるいは行政支払価格を下げるという形で生産を刺激する、生産を拡大するということの方策ではこういう方式を

表題一として書  
維持増大に資する  
現というものは、市  
形成をつくつて、い  
すから、ここは、市  
なつておりますか  
○高木政府委員  
果によりますと、  
運営が、需給事情  
質評価　こういう  
くい、したがつて  
いた面があるとい  
いものがたくさん  
るものも、求めら  
ん生産が縮小して  
ござります。  
まさしく、そういう  
されている、しな  
下傾向になる、な  
ことでは国内生産  
ないか、こういう  
やはり、需要サ  
いうものが生産せ  
の求めるものが生  
かわっていく、こ  
いのではないかと  
産の維持増大を國  
るいは品質評価によ  
れるよう価格改定  
え方でこの大綱よ  
しい基本法案もこ

これまでの価格政策の総括の結果、これまでの価格政策の実現、価格形成の実現に運動させる、そういう価格は、ないかといふように、農水省の認識はどういうふうにう思われるを得ません。いてあるのは、国内農業生産の価格形成の実現、価格形成の実場に運動させる、そういう価格は、く、実現していくということです。農水省の認識はどういうふうにうふうに考えております。

う需要者が求めないものが生産種のものが必ずしも十分生産され、あるいは必ずしも求めていない生産される、その生産されていていい結果によってだんだんいく、こういう事態があるわけ

う需要者が求めないものが生産されたがって、その生産がどんどん低ならざるを得なくなる、こういう生産され、外國産のものに振り切らざるを得なくなる、こういう生産の維持増大につながらないでは認めでございます。

う需要者が求めないものが生産され、外國産のものに振り切らざるを得なくなる、こういう生産の維持増大につながらないでは認めでございます。

○鉢呂委員 ういう形で結果としてのあれども、それどころか、農業市場を増大させに運動しながら、なに内外価値のことは、り得ない大きな課題が、このなんとす。そこで、だきます。策、緑のられました助成、とだろうことで、場を歪曲するいは支政資金をすること、て、大臣でござい農業協

需給のミスマッチはわかります。そこで市場価格というものを制度として導入することはわかります。品質評価もそうですが、官房長が最後に言った、そのことが生産の増大につながるということにはわけがありまして、そんなに簡単になることは、そんなことはないのです

一番の大きな問題点で、国境措置について述べた。それは一定の度つくつても、だんだん国際の中に結果としてぶち込まれるわけであら、そうなった場合に、それは国内生産を阻害するということには一直線で、仮に、たまたまわからぬけれども、大半は、市場の場合、日本のように、このようになりきった場合でありますと、むしろそのことがあら、その限りは、農業規模も違う中では、この問題として、ヨーロッパ等では所得政策と書きぶりとは違つて、そこでの認識はきちがい導入されてくるんだと。そこは農水省においてもらいたいといふうに考えます。

WTOとの関係で若干議論させていたけれども、前回のWTO協定で、青の政策、黄色の政策ということで位置づけた。非経済的な要因をもとに行えば、国支持、保護というものができるということを考えます。デカッピングなどといういわゆる生産を刺激しない、あるいは市させないような側面の政策であれば、あとは持助成策であれば、政府の直接的な財交付すること、そして農民の所得を補償を認めていこうということでありまして専門家でありますから御承知のとおり

削減の対象外になるものとして、一つは、政府の提供するサービスということことで、例えば食料安全保険の目的的ための備蓄ですとか、国内の食料援助、これは日本でいえば学校給食に当たるようありますけれども、研究、普及、教育、検査、農業基盤、農業基盤というものは、農業基盤整備については削減をする対象でない、あるいは市場等の整備等の一般的なサービスということで、日本では九六年度これが二兆八千億政府から財政支出されておる。

一方、緑の政策ということで、これも削減外なんですねけれども、生産者に対する直接支払いということで、先ほど言ったデカッブリング政策に当たるものですが、これは八つほど項目がございまして、日本でやつておるものでいけば、例えば環境政策ということで、環境のための追加的な費用または収入の喪失を補てんするものとして、減反政策あたりは環境政策に位置づけて日本政府はWTOに出しておるというふうに私どもは聞いております。

あるいは投資援助ということで、農業資金等についても六番目に、これも削減外だ、緑の政策ということになつておるわけでありまして、基本的に農水大臣として、このことを踏襲して農業政策、国内政策というものを実行していくのか。ずっとこの農政改革大綱等を見ますと、それに沿つて国内のさまざまな施策を講ずるというふうに見えるわけでありますけれども、どのようにお考えか、確認をしておきたいと思います。

○中川国務大臣　今御審議いただいております基本法は、まさに、これからの中長期的な我が国の食料、国土、そして大事な農業生産をいかに維持し、自給率を少しでも上げていくかということがポイントなわけです。

したがいまして、先ほどの三十条、三十五条ではありますけれども、いろいろな施策をとつておるわけでございますが、現行WTO協定上、これが緑なのか、青なのか、黄色なのかということについては解釈がなかなか難しい。場合によつて

黄色の部分もあると言わざるを得ないと思います。これは、何も日本だけではなくて、アメリカでもEUでも、新たな施策の中で黄色と我々が判断するような施策もとつておるわけであります。

したがいまして、この基本法で、基本方針というか、理念法としての法律を完成させていただいだ後に、いろいろな施策を講ずるための法整備あるいは予算措置等々を実行していくわけでござりますが、一方では、来年といいましょうか、ことしの後半以降、いよいよ次期交渉に向かってスタートしていくわけでございまして、その場合に、基本法の施策が、WTOの中で我々のいろいろな主張というものを大いに訴えながら、この目的のために、基本法に沿った形で、WTO上の交渉が、実現といいましょうか認められるよう努めをしていくということが非常に大事なことではないかというふうに思っております。

○鈴呂委員 今、青の政策という表現をされましたが、それとも、生産制限、生産調整のようなものはやるのでされども、生産要素、例えば面積や収穫量、収穫量に基づいて所得補償をする場合、面積に基づいて支払ってもこれは青の政策。先ほど、緑の政策の第一番目は、明確に断ち切って、生産と直接関連しない形、ですから支払い額は、生産形態や量や価格や生産要素に関連または基づいて支払っても、さまたま現状の国内対策といふのは、この方式に基づいて、今でもいわゆる黄色の政策をとれば六一八八年対比二〇%削減をするという形で求められておるわけでありますから、それに基づいて今やつておるわけでありますから、基本的には、現状はそういう方向でやる、そういうふうに理解をしてよろしいですか。

○竹中美政府委員 我が国は、新しい基本法に基づいて今後各種の施策を講じていくわけでござりますが、こうした我が国の施策がWTOの国際規律の中での的確に位置づけられるよう、次期交渉においても最大限努力をしていく考えでおりま

○鉢呂委員 ちょっとよくわからなかつたのですけれども、そこで、法の三十条、経営安定対策、その中には、大臣もおっしゃられました所得確保的なものと講じていくということはやつしていくわけでありますけれども、それは前回も聞きました。例えれば稻作經營安定対策、これは今のところまだWTOに通告しておりませんから、緑の政策なのか青の政策なのか。農水省としては、それをできるだけ緑の政策にしていくという形になるのでしょうけれども、大臣として、これからとのさまざまなものごとの経営安定対策、とりわけ所得補償的な対策については、基本的にどういたのを目指していくのか。例えば、緑の政策でいくのか、青の政策、黄色の政策とあるのですけれども。青の政策も、もうEU等ではとつておりますけれども、次のラウンドではなかなか厳しいだろうということで、これを削減する方向で考えているという状況もあると思いますけれども、大臣としてどういう考え方でいらっしゃるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○中川国務大臣 個別のことを、鉢呂先生大変お詳しいわけですから、一つの政策について、これが青なのか、黄色なのか、緑なのかという議論がもちろん大事なのでありますし、できるだけ緑でやつていけば、次の交渉でのやり方というのはいいだらうということはあるわけであります。先ほど申し上げたように、日本の農業あるいは食料を守っていくためにどうしても必要なものは、仮に黄色であっても、それを、先ほどお話をありましたように、前WTO交渉のときにも環境面から青の政策でしたかに入れたというような経緯もございます。

ですから、個別についてもちろん努力はいたしますけれども、ポイントは、やはりWTO農業交渉の中でもいかに我が国のポジションを守つていくかということが最終目標であり、その具体例としてのいろいろな施策の仕分けというものがあるわら青の政策でしたかに入れたというような経緯もございます。

けでございますので、率直に申し上げて、現時点では、アメリカのこの政策は黄色じゃないかとかEUは青じゃないかとかいうことを、実は横いろいろ見ながら、なるだけ日本の立場が有利になるようには次期交渉に臨んでいく。

既に何回かお答えしておりますけれども、輸出国、輸入国との問題とか多面的機能とかいろいろな全体の問題も含めて、その中の個別政策としての色づけといったらしいのでしょうか、セーフなんか、あるいは黄色なのかアウトなのかということも両々見ながら、ほかの国の政策を見、また次期交渉全体のこととも考えながら、個別政策をこれからWTOに通報するなり各国に説明をしていくということと、同時作業的なといいましょうか、相互作業的なことになっていくのではないか。またそうした方がいいのではないか。

場合によつては、この部分ではEUと一緒に仕事ができますねとか、あるいはスイスやノルウェーと一緒に同じ立場に立たますねといつようなどもまた出てくるのではないかと思ひますので、各国の情勢も注意深く見守りながら、個別の政策についての色分け、あるいはまたこれから我が国の主張というものを進めていきたいというふうに考えております。

○鈴呂委員 それでは、WTOの日本の対応といふことに移らせていただきます。

きのうの日経新聞に、アメリカのグリックマン農務長官が、世界農業会議、これは世界とは名がついていますけれども、どうもそれほど大がかりな会合でありますけれども、どうもそれほど大がかりな会合でありますけれども、どうもそれほど大がかりな会合でありますけれども、セントルイスで演説をやっております。

私も、外務省からでしたか、この英文をいただきましたし、きのう私の事務所で日本語訳したものを見ておるので、日経新聞と若干内容が違うところもあるのです。大要は、農務長官として、十一月のWTOの次期交渉に向けてのアメリカ政府の考え方というのを、これは演説でありますけれども、言つております。

かいつまんで言いますと、例えば、ことしシア

トルで始まるWTOの次期通商交渉で、我が国は今言つたような壁に突き当たつておると。今言つたようなことは、さまざまな関税化や非関税障壁によつて国内市場への参入を阻止しようとする国がたくさんあるとその前に述べておるのですけれども、そういう壁に突き当たることでしょ、アメリカの提案は思い切つた内容です、我々は、輸出補助金をなくしたいと考えますということ、輸出補助金はゼロにすべきである。

これは日本には直接関係はありませんけれども、輸出補助金は不公正貿易慣行を助長し、世界じゅうの商品価格を押し下げてしまふということです。我々は、開かれた透明な貿易システムの道をふさぎ続けるような、国家による通商制限を緩和しなければなりません。農業製品にかけられる関税率は世界平均で五〇%ですが、五〇%ほど下げるといふに見て、詳細ではありますんが調べたのであります。世界を平均すれば現在の関税率といふのは五〇%だといふに言つておるんですけれども、それをさらに減らさなければなりませんと、その後、関税率割り当ての上限を高めるとかそういうことも述べております。

また、衛生・植物衛生面での対策上の基準となる科学的判断を重視し、継続的な効果を持たせ、正当でない秘密の研究結果を理由に国家が保護主義に走ることのないようにしなければならないといふような演説をして、アメリカ側は大幅な関税率の引き下げといふものを明確に今の時点で打ち出しており、輸出補助金の撤廃も言つておるわけであります。

その反面、この演説の前段では、アメリカの農家といふのは大変厳しい、政府としては最大の支援をするといふこと、もう既に相当の支援もしているし、あるいは世界に対する食料援助も、アルバニア、コソボ難民あるいは朝鮮民主主義人民共和国の飢餓救済のために四十万トンの食料援助を発表したとか、そういうことも述べてお

りまして、国内的には、農産物の価格の下落に対

してアメリカ政府としては最大の支援をするとい

うような言い方になつておるわけあります。

まず第一に、大臣として、アメリカのこの次期交渉をどのようにとらえておるのか、この演説に

関する感想でもいいですけれども。

○中川国務大臣 グリックマンが言つたことにつ

いて、正確ではございませんけれども、幾つか

言つておるわけあります。国内的にも厳しくす

るかわりに国際的にももともとやるんだと。

一言で言えば、アメリカの農産物が世界の至るところに安く入つていくんだということだと思います。

感想ということで申し上げますならば、やはり

アメリカは、去年のAPECでのEVSLの九分野の中の林水の問題以降、非常に我が国に対して

も、通産大臣、外務大臣が頑張つていただいたおかげでかなり本音で激しい議論をやり合つようになりました。私自身もグリックマンあるいはバシエフスキー等々と何回かやらせていただきまして、たれども、やはりお互いの立場をきちっとやつてくわけですから、アメリカがどういう立場をとろうが、我が国としては我が国としての主張を貫徹するという意気込みで交渉に臨むわけあります。

二〇〇〇年に向かつていろいろなスケジュー

ルといふものが着々と固まりつつあるといふ状況

の中で、やはり今EUとアメリカも各分野で非常

に激しい個別局地戦みたいなことをやつておるわ

けありますし、日本に対しては局地戦的なこと

はないわけありますけれども、全体として、日

本の農林水産物に対するアメリカの要求といふも

のは極めて厳しい。

そしてまた、やり方が極めて強引であると言わざるを得ません。その端的な証拠が、いまだに決まっていないWTOの事務局長のあの選挙戦のや

り方なんといふのは、私はこういう公開の場で

アメリカのやり方といふのは極めて強引過ぎると思ひ

ます。

そういう国であり、また背景としては次期大統

領選挙のことも当然アメリカ政府としては視野に

入つているあります。

まず第一に、大臣として、アメリカのこの次期交渉をどのようにとらえておるのか、この演説に

関する感想でもいいですけれども。

○中川国務大臣 グリックマンが言つたことにつ

いて、正確ではございませんけれども、幾つか

言つておるわけあります。国内的にも厳しくす

るかわりに国際的にももともとやるんだと。

一言で言えば、アメリカの農産物が世界の至るところに安く入つていくんだということだと思います。

感想ということで申し上げますならば、やはり

アメリカは、去年のAPECでのEVSLの九分

野の中の林水の問題以降、非常に我が国に対して

も、通産大臣、外務大臣が頑張つていただいたおかげでかなり本音で激しい議論をやり合つようになきました。私自身もグリックマンあるいはバシエフスキー等々と何回かやらせていただきまして、たれども、やはりお互いの立場をきちっとやつてくわけですから、アメリカがどういう立場をとろうが、我が国としては我が国としての主張を貫徹するという意気込みで交渉に臨むわけあります。

二〇〇〇年に向かつていろいろなスケジュー

ルといふものが着々と固まりつつあるといふ状況

の中で、やはり今EUとアメリカも各分野で非常

に激しい個別局地戦みたいなことをやつておるわ

けありますし、日本に対しては局地戦的なこと

はないわけありますけれども、全体として、日

本の農林水産物に対するアメリカの要求といふも

のは極めて厳しい。

そしてまた、やり方が極めて強引であると言わ

ざるを得ません。その端的な証拠が、いまだに決

まっていないWTOの事務局長のあの選挙戦のや

り方なんといふのは、私はこういう公開の場で

アメリカのやり方といふのは極めて強引過ぎると思ひ

やはりここは大臣、大臣はもう経験も豊かになつたわけでありますから、アメリカに言うところは言つて、やはり規律、国際貿易としてのルールをつくる次期交渉だと思いますよ。私は、アメリカの経済戦略というのはやはり非常に長期的で

なつたわけでありますから、それに対抗してアメリカ政府としては最大の支援をするとい

うような言い方になつておるわけあります。

まず第一に、大臣として、アメリカのこの次期

交渉をどのようにとらえておるのか、この演説に

関する感想でもいいですけれども。

○中川国務大臣 グリックマンが言つたことにつ

いて、正確ではございませんけれども、幾つか

言つておるわけあります。国内的にも厳しくす

るかわりに国際的にももともとやるんだと。

一言で言えば、アメリカの農産物が世界の至るところに安く入つていくんだということだと思います。

感想ということで申し上げますならば、やはり

アメリカは、去年のAPECでのEVSLの九分

野の中の林水の問題以降、非常に我が国に対して

も、通産大臣、外務大臣が頑張つていただいたおかげでかなり本音で激しい議論をやり合つようになきました。私自身もグリックマンあるいはバシエフスキー等々と何回かやらせていただきまして、たれども、やはりお互いの立場をきちっとやつてくわけですから、アメリカがどういう立場をとろうが、我が国としては我が国としての主張を貫徹するという意気込みで交渉に臨むわけあります。

二〇〇〇年に向かつていろいろなスケジュー

ルといふものが着々と固まりつつあるといふ状況

の中で、やはり今EUとアメリカも各分野で非常

に激しい個別局地戦みたいなことをやつておるわ

けありますし、日本に対しては局地戦的なこと

はないわけありますけれども、全体として、日

本の農林水産物に対するアメリカの要求といふも

のは極めて厳しい。

そしてまた、やり方が極めて強引であると言わ

ざるを得ません。その端的な証拠が、いまだに決

まっていないWTOの事務局長のあの選挙戦のや

り方なんといふのは、私はこういう公開の場で

アメリカのやり方といふのは極めて強引過ぎると思ひ

ます。

そういう国であり、また背景としては次期大統

領選挙のことも当然アメリカ政府としては視野に

入つているあります。

まず第一に、大臣として、アメリカのこの次期

交渉をどのようにとらえておるのか、この演説に

関する感想でもいいですけれども。

○中川国務大臣 グリックマンが言つたことにつ

いて、正確ではございませんけれども、幾つか

言つておるわけあります。国内的にも厳しくす

るかわりに国際的にももともとやるんだと。

一言で言えば、アメリカの農産物が世界の至るところに安く入つていくんだということだと思います。

感想ということで申し上げますならば、やはり

アメリカは、去年のAPECでのEVSLの九分

野の中の林水の問題以降、非常に我が国に対して

も、通産大臣、外務大臣が頑張つていただいたおかげでかなり本音で激しい議論をやり合つようになきました。私自身もグリックマンあるいはバシエフスキー等々と何回かやらせていただきまして、たれども、やはりお互いの立場をきちっとやつてくわけですから、アメリカがどういう立場をとろうが、我が国としては我が国としての主張を貫徹するという意気込みで交渉に臨むわけあります。

二〇〇〇年に向かつていろいろなスケジュー

ルといふものが着々と固まりつつあるといふ状況

の中で、やはり今EUとアメリカも各分野で非常

に激しい個別局地戦みたいなことをやつておるわ

けありますし、日本に対しては局地戦的なこと

はないわけありますけれども、全体として、日

本の農林水産物に対するアメリカの要求といふも

のは極めて厳しい。

そしてまた、やり方が極めて強引であると言わ

ざるを得ません。その端的な証拠が、いまだに決

まっていないWTOの事務局長のあの選挙戦のや

り方なんといふのは、私はこういう公開の場で

アメリカのやり方といふのは極めて強引過ぎると思ひ

ます。

民全体の共通認識のものとの後押しというのも私は非常に大事だらう。したがつて、各関係団体だけではなくて、経済界あるいはNGO的な方々も含めて、オール・ジャパンでこの闘い、闘いといふか交渉に向かつていかなければならぬ。

それからもう一つは、やはり我が國と立場を同じくする国々と共同で臨んでいくということも必要なのではないか。EUについては、多面的機能等での意見の一致が見られておりますし、つい最近韓国に行つたら、韓国は全く同じ考え方だといふことで、総理以下同じ確認をしたところでもございます。

そのほかにも、EU以外の国々も含めてヨーロッパ等々にもいろいろ我が國と立場を同じくする国々がござりますので、そういう多国間の連携も含め、そして、その前提には国内的な総意というものがあって初めて我が國の主張、これは何も我が國のエゴイズムだけの主張ではなくて、国際的な食料の問題、環境と地球、人口との関係等々も我が国は大いに主張をしていかなければならぬといふうふうに考えておりますので、文字段おり、WTOに向かつての多面的な機能が十分發揮できるようだ、これからもまた当委員会を初め国民各位の皆さんの御指導を得ながら交渉に臨んでいきたいと考えております。

○鉢呂委員 国民的な合意 支援、そして日本に

共鳴する各国との連帯ということでありますけれども、一番大事なのは、やはり大臣のリーダーシップ、引っ張っていく。何か日本人はわからぬといふことではなくて、大臣をあれしておるわけじゃないですよ、そういうふうに頑張ってほしいと激励をしておるのでありますから、そぞ顔を悪くしないで聞いてほしいんですけれども、やはり日本のリーダーシップがないんです。

その証拠を今言いますけれども、まだ中間報告T.O.交渉における対応の基本的な考え方が出されております。全く日本のですよ。まだこれは完成していないとお役人は言うのですけれども。

○中川国務大臣 英語で何と言うんだということ

に關しては、実は英文ができるまでして、私は連休中に、OECD、WTO、それからフランスの農業大臣に英語の文書をお渡ししました。何と書いてあるかはちょっと今手元にないので申し上げられませんが、それから、韓国にもお渡しをしてまいりました。

○鉢呂委員 国民的な合意 支援、そして日本に

共鳴する各国との連帯ということでありますけれども、一番大事なのは、やはり大臣のリーダーシップ、引っ張っていく。何か日本人はわからぬといふことではなくて、大臣をあれしておるわけじゃないですよ、そういうふうに頑張ってほしいといふことになりますから、そぞ顔を悪くしないで聞いてほしいんですけれども、やはり日本のリーダーシップがないんです。

その証拠を今言いますけれども、まだ中間報告

T.O.交渉における対応の基本的な考え方が出され

ております。全く日本のですよ。まだこれは完

成していないとお役人は言うのですけれども。

例えば、一番最初の基本的な理念のところで、例えば、英語で何と言ったのか、それは、私は、渡した方々について、これは英語で何と言うのですか。二番目は、輸出国と輸入国の権利義務のバランスを確保すること。三番目は、各国の農業の自然的歴史的な条件、経緯、この違いに十分配慮をしながら各國の農業が共存できるような国際規律とするこ

と。何を言つてゐるんだかこれでは、大臣、わかりますか。幹部に聞きましたら、いや、それは交渉に入つてから言つたことだからと。こんなもので国

民合意を取りつけるといったって、国民は何を

言つてゐるかわかりますか。十分な配慮とバランスを確保と、三番目も、十分な配慮で共存できると。

まだ後で言いますけれども、各論にわたれば、

まだ後で言いますけれども、各論にわたれば、</p

というような言い方をしても、文章的にこんな表現ではだれに對するメッセージにもならないんじゃないですか。あるいは、この最終報告ではもっと明瞭にするのですか。こういふものを与党も農業団体も認めよう。どうですか。

○中川国務大臣 これは、もう先生御承知のとおり、あくまでも基本的考え方でございますから、かなり抽象的であり、英語でどういうふうに表現しているのか後で報告させますが、ここでの言わんとしていることは、まさにこれから御議論をいただいて、来月中ぐらいにはもう一段具体的なものをして、各國ともそろそろいろいろな作業をやっているようあります。我が国としてもやつていくわけであります、この三ページの1の「また」以降の部分については、やはり一つは、輸出国と輸入国とのアンバランス、つまり権利義務関係がイコールフルーティングではないという問題を何としても是正をしなければいけない。

それから、それを、ウルグアイ・ラウンド合意の実施の経験とかいう部分で強く主張をしていかなければならぬわけでありますし、基本法とかの関係でいけば、やはり国内生産を基本とするんだということありますから、今でもどんどん六割が外国から入ってきておるという実情の中で、国内生産を基本とし自給率を上げていくんだという前提に立つならば、輸出国の方にも、輸出義務をかけることによって何らかのプレッシャーが加わっていかなければいけない。

そしてまた、我が国としては、この大前提に改革過程の継続というものがありますから、いきなり何でもかんでも入り口を閉めちゃうといふのはできないわけでござりますけれども、いわゆる国境措置、セーフガード、特別セーフガード等々の問題を含めてきちっと、内外の仕切りというものはガット上も認められておるわけでございますので、そういうものを十分に主張しながら、そして、輸入国の需給状況を十分踏まえた適切なもの

とするというこの意味は、要するに、ただ無秩序に輸入国に物が入ってくることによって、生産者はもとより、流通あるいはまた小売、そして消費者そのものに對しても混乱を起こすことは避けなければならない。

さらには、ここで一つ大きなポイントになつてくるのが多分表示の問題だらうと私は実は考えておるわけでございまして、この表示の問題については、現在検討中でありますから結論を今申し上げることは私はできませんけれども、こういう表示の問題が、まさにEUとアメリカの間での大問題に今なつておるわけでございます。

そういう意味で、そんなよろいりいろな要素も含めて、我が国にとってプラスになる方向での交渉のカードというものは、今私が先生から御指名を受けて頭の中に浮かんだことだけでも幾つかあるわけでござりますから、それをいろいろな御議論の場、そしてまた農林省自身の研究、検討の結果を踏まえて、多様かつ実効性のあるカードを持つて交渉に臨んでいきたいというふうに考えております。

○鉢呂委員 私は、次期交渉に臨む、まさにこの表示のことを問題にしているのですよ。

例えば、関税水準については、「多面的機能への配慮を十分踏まえて検討を行うことが必要である。」ただ、いろいろなことを踏まえて検討を行うことが必要である、こんな表示の仕方があります。これは何ですか。検討を行なうということをやることでありますから、まさにこのままであるべき表示でわからなさい。

また、「国内支持」ところを言いますよ。国内

な観点への配慮を十分踏まえ、検討を行なうことが必要である。「こんなことでは何を言つておるかわからないのではないかと。いや、もっと違う表現もあるかもわからないです。されども、国内に對してもやはり政府としてのきちっとした

メッセージを送つていただきたい、そういうふうに聞いていますから、もっと明瞭に方向を出さなければならぬ。

臣の腹のうちを言つたところでだめだと思います。まず国内の世論を統する、国内の皆さんの支援をもらうということであれば、今はもう神聖な米は関税化したのですから、交渉は同じところからスタートできるというふうに皆さんも言っておられるのですから、次期交渉に当たつて、輸入大国で日本のようなこんな自給率の低いところはないのですから、もっと明瞭に、目に見える方針を出してもらいたいと思うのです。どうでしようか。

○中川国務大臣 本当に、さうきのグリックマンの発言ではございませんけれども、世の中はどんどん次期交渉に向かって進んでいることは事実でございます。

そういう中で、こういう考え方方が四月の終わりに出たわけでござりますけれども、これはあくまでも考え方でござりますから、要するに、文字どおり、たたき台というよりは、もっと現実的、具体的ではありますけれども、では具体的にどうするんだ、何条を引っ張ってきてこれをどういうふうに解釈するんだか、そこまでまだ踏み込むほど作業が進んでいない、ということでおざいまします。これは何ですか。検討を行なうことをやることでありますから、まさにわからないう表示でわからなさい。

また、「国内支持」のところを言いますよ。国内支持について、さつき言つたものですよ、国内支持とか助成、保護。上にいろいろ書いて、このままであるべき表示でござりますけれども、このままであるべき表示でござります。それで、このままであるべき表示でござります。

○鉢呂委員 細かいことはいいのですよ。だけれども、適切にやるとか配慮を十分踏まえて検討を行うとか、この程度のメッセージでは全然話にならないというふうに思いますが、それから多面的機能の重要性、これで密接不可分のものであるということは、既に私自身も各国に對して言つているところであります。

○中川国務大臣 結論的に言えば、まさにそういう趣旨でございます。そして、いろいろな場で、国内生産の状況、それから多面的機能の重要性、これらは密接不可分のものであるということは、既に私自身も各国に對して言つているところであります。

○鉢呂委員 その場合も、そのことは強力なものとして、具体的に交渉に臨んでいただきたいと思いますし、「これと適切な国境措置を組み合わせていく」、この表現はどういうことを意味しているか、この表現はどういうことを意味するわけですか。また、「適切な国境措置」ということなんですか。

○竹中(美)政府委員 農業の多面的機能に関連す

る話でございますが、こういう農業の多面的機能の維持、発揮のためには、先ほどお話しございましたように、生産と結びついた一定の国内支持がどうしても必要である、それと関税等の国境措置、その両面によつて多面的機能の発揮が確保される、そういう考え方でございます。

○鈴呂委員 そこで、国内法との関係に行きますけれども、当初は、国内法においては、輸入制限ですかとか一定のものをとるという条文はなかつたわけありますけれども、協議の最終場面で、現基本法にあるものをそつくりそのまま入れ込んだわけであります。輸入制限ができるというようなことを、現状では本当に狭いものしかできないものをわざわざ入れ込んだわけでありまして、そのことを将来活用できるような方向になれば私はいいと思いますから、ここはそういう点では、ちょっと時代錯誤的でありますけれども、輸入制限ができるようない条項を設けたということは是としたいと思っています。

ただ、基本法とWTO交渉との関係について、私ども民主党が修正案を求めておるよう、やはり国内法に基づいて国際貿易のルールづくりに最大の努力をするものとするというような条文をぜひ入れるべきであるというふうに思いますが、大臣の御答弁をお願いいたします。

○中川国務大臣 今回の基本法は、中長期的な肥料、農業、農村の発展のための基本法であります。現行基本法も三十六年以來三十八年、したがつて、二年や三年でこの法律を無意味なものに耐え得る法律というふうに位置づけて審議をしていただいているわけであります。

次期交渉に向かうスタンスというのは、基本法の目指す四つの理念を含めたいろいろな施策とある意味では同じ方向を向いたものであり、密接不可分と言つてもいいものだらうというふうに考えております。

ただ、来年から三年程度かけてまとめましょうといふその交渉について、その趣旨は基本法と同

じであり、発現する内容も基本法と基本的に全く同じなわけでございますから、そういう意味で、実態的には同じ作業をやっていく内外でやつてはどうしても必要である、それと関税等の国境措置、その両面によつて多面的機能の発揮が確保される、そういう考え方でございます。

○鈴呂委員 そこで、内閣総理大臣、そしていろいろな場で同じ行動をとるであろう国会の先生方と全く同じ決意だと思いますので、その決意については、私自身も全力を挙げて取り組むということをはつきり明言させていただくわけでございますが、条文の中に盛り込むべきことになりますと、事柄の性格上ちょっと適当ではないのではないかなど。

お気持ちはよくわかりますし、それが決意のあらわれの一つの表現方法だということも理解できぬわけではございませんが、基本法としての位置づけの中には次期条約交渉に向かっての決意を盛り込むというのはちょっと、法形式面からいっても、また法の内容からいっても、内容自体は同じでありますけれども、法としての位置づけからいつても、私としてはちょっといかがなものかなと言わざるを得ないと思います。

○鈴呂委員 次期農業交渉ばかりでなく、いわゆる農産物の国境措置を含む貿易ルールについて、これは義務規定というよりも努力規定をぜひ入れることがいいのではないか。次期交渉といふことでなくて、いわゆる自給率の設定なり基本計画でも、国境措置等の国際的な貿易ルールといふものは極めて大きな影響を与えるということは自

然なわけですから、単に自給率を設定しても、あるいは基本計画をつくつても、達成できな

ことが必要でないか。官房長、笑つておりま

すけれども、後でまた前文についてはお話ししますけ

れども、私どもはそのように強く切望するわけで

あります。

それから、この委員会では少し触れられておらない点について質問をいたします。

○鈴呂委員 第三十二条は、自然循環機能の維持増進という

ことで、農業の持つ自然循環機能というものを書いてございます。第三条には、農業には自然環境保全の機能がある、条文を要約して言つております

すけれども、そのように述べておるんです。

最近の農業というのは、高度化あるいは効率化、生産性の向上あるいは大型機械の導入といふことで、世界各国ともそうでありますけれども、むろん環境には負荷、マイナスの要素ということと

でとらえられてるのが一般的であります。

しかし、この基本法の条文、ずっと、そのほかにも後で言いますけれども、農業というのは、国土保全は認めます、しかし、環境保全というものが農業が持つ基本的な要件、プラスの要件として必ずしもないというふうな位置づけでこの条文が書かれておらないということは極めて残念だと思

いますけれども、いかがでしょうか。

○鈴呂委員 本法案の第三条では、御指摘のありましたように、多面的機能の一つとして自然環境の保全を掲げておられます。これは、これだけでなくて、多面的機能は、農地が存在するだけで発揮されるということではなくて、農業生産活動が行われることによって生ずる機能であるということを明確にしております。

○高木政府委員 本法案の第三条では、御指摘のありましたように、多面的機能の一つとして自然環境の保全を掲げておられます。これは、これだけでなくて、多面的機能は、農地が存在するだけで発揮されるということではなくて、農業生産活動が行われることによって生ずる機能であるということを明確にしております。

○高木政府委員 では、自動的に今農業生産活動が寄与するかと

いうと、御指摘のありましたように、化学肥料あるいは農業の不適切な使用ということがありますけれども、これがどうして生ずる機能であると

いますけれども、同時に、この程度のことではなく、一定の増進はします、しかし無肥料、無農薬ということでは大変農業経営上のリスクも伴う

ということで、最近はもっとこれを発展させて、政策をつくっていただきたい。

そこで、三十二条には、自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力増進を

しておるということを十分踏まえてこれからの方針をつくっていただきたい。

○高木政府委員 そこで、三十二条には、自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力増進を

しておるということを十分踏まえてこれからの方針をつくっていただきたい。

○鈴呂委員 本法案の第三条では、御指摘のありましたように、多面的機能の一つとして自然環境の保全を掲げておられます。これは、これだけでなくて、多面的機能は、農地が存在するだけで発揮されるということではなくて、農業生産活動が行われることによって生ずる機能であると

ことを明確にしております。

○高木政府委員 では、自動的に今農業生産活動が寄与するかと

いうと、御指摘のありましたように、化学肥料あるいは農業の不適切な使用ということがありますけれども、いかがでしょうか。

○高木政府委員 本法案の第三条では、御指摘のありましたように、多面的機能の一つとして自然環境の保全を掲げておられます。これは、これだけで

なくて、多面的機能は、農地が存在するだけで発揮されるということではなくて、農業生産活動が行われることによって生ずる機能であると

ことを明確にしております。

○高木政府委員 では、自動的に今農業生産活動が寄与するかと

いうと、御指摘のありましたように、化学肥料あるいは農業の不適切な使用ということがありますけれども、いかがでしょうか。

○高木政府委員 本法案の第三条では、御指摘のありましたように、多面的機能の一つとして自然環境の保全を掲げておられます。これは、これだけで

ざいます。

○鉢呂委員 ちょっと答弁になつてないと思ひますけれども、いわゆる環境保全的な農業について積極的な基本法上の条文がないというふうに思ひますし、同時に、農政改革大綱を見ましても、

このように書いておるのであります。そういうたたかれていく、それは、諸外国の施策の動向あるいは以後の国際規律の動向といふものをもつて今後検討していくと。

具体的にどういうものを検討するための方向をやつしていくのかということの記載も一切なし、單に書いたにすぎないようなものでありますし、むしろ世界各国、皆さん御案内のとおり、先ほど言つたような無農薬 無肥料的なものについて、農産物減収的なものについてそれを補てんするという意味で緑の政策も設定をして、それを積極的に活用しておる環境対策、緑の政策の環境対策という形でやつておるのでありますから、そこはもつと具体的な施策を講じていただきたい。

法になくとも、我々は修正案を出しております。第三十条に修正文をつけておるのでありますけれども、実態としてそういう具体的な政策を打ち出していくだくようお願いを申し上げるところでございます。

時間がありませんから、次に移らせていただきます。

同時に、農業といふのはさまざまなかつて、生物と一体として存在をしておる、むしろ農業自体がそういう多様な生物から影響を受けておる、植物、動物さまざまありますけれども、そういう実態にあると思います。

時間が五分程度しかありませんが、きょうは環境庁の局長さんにしておると思ひますから、そういう生物多様性の現在の状況、危機的な状況であるというふうに言われております。それと同時に、環境庁として、平成七年でした

か、生物多様性の国家戦略といふのを関係閣僚会議で、これは農水大臣も入つておる閣僚会議で

会議で、これを決定しております。その二つについて御答弁願いたいと思います。

○丸山政府委員 野生生物の我が国における危機的状況というお尋ねが冒頭にございました。

環境庁では、専門家によります検討会を設置いたしまして、絶滅のおそれのある野生動植物の選定作業を進めてまいっておりますが、それによりますと、哺乳類ではイリオモテヤマネコなど四十種、鳥類ではシマフクロウ、ノグチゲラなど九種、汽水・淡水魚類ではミヤコタナゴ、イタセノバラなど七十六種、これらを含めた動物全体では三百七十種が挙げられ、また、植物を合わせますと一千九十六種が絶滅のおそれのある種として掲載をされているところでございます。

また、平成七年十月に、地球環境保全に関する関係閣僚会議におきまして生物多様性国家戦略が決定をされ、生物多様性の保全と持続可能な利用を図るという観点から、関係する我が国の施策を体系的にまとめさせていただいておりまして、その第三部、施策の展開、第三章、生物多様性の構成要素の持続可能な利用におきまして、農業における基本的な考え方、環境保全型農業の推進、環境に配慮した農業、農村の整備について記述をさせていただいているところでございます。これらによりまして、生物多様性国家戦略の推進に当たっているものでございます。

○鉢呂委員 今局長からお話をあつたとおり、日本の生物といふのは、植物においてはほぼ一七%、淡水魚類については二一%、鳥類についても二〇%、最近のトキのようにもう絶滅してしまったものもありますけれども、今言つたバーセントは、絶滅の危機に瀕しているものを含めて環境庁はこのよだんなデータを出しておるわけでありまして、例えばメダカなんというものは絶滅危惧Ⅰ類に入つて、急速に減つておる。

農業環境に生息をしておるさまざまな生物もい

べおりまして、用水路あるいは小川、小河川の改修、水路の廃棄、本質悪化、泥の流入、用水路

の三面コンクリート化、圃場整備、そういうものの原因としてこういう多様な動植物が絶滅の危機に瀕しておるということで、この点でもヨーロッパ等ではさまざまな対策を講じておるのであります。

これに対する農省の改善策があるのでありますから、条文に即してお述べ願いたいと思います。ロッペ等ではさまざまな対策を講じておるのであります。調和と保全の違いをお述べ願いたいです。

○高木政府委員 ただいま環境庁の方からお話をありましたが、メダカなどの水生生物に関しまして、絶滅のおそれがある種として七十六種というものが挙げられております。これらのうちには、ミヤコタナゴ、メダカなど主に農村部の小川、水路などを生息の場とする魚類も含まれております。

また、この減少の原因といったしましては、河川あるいは水路の改修によります生息環境の変化とか、グッピーという外来種、競合する外来種が入ってきて、それがえさを食べてしまうとか、生活排水あるいは農業などによる水質の悪化といふことが報告をされ、取りまとめられております。

農林水産省といたしましては、希少な水生生物の保護のために、保護増殖事業を環境庁などの関係省庁と共同で実施するということ、それから、

今国会にも法案を提出させていただいておりますが、環境と調和しながら持続的に発展できるといふ農業本来の特質が生かせるように、持続的農業の推進あるいは環境との調和で打ち出されているの

ことになりますけれども、まさにそ

なっておらないのであります。

今度は構造改善局長にお聞きをいたします。ちょっと時間がなくなって、後でまた議論をさせたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 確かに御指摘のとおり、調査会等で保全という言葉が使われております。

今回の条文では調和という言葉を使っているわけですが、人為的に作用を加える以上、その事業にかかる区域あるいは周囲の環境に対して一定の負荷を与える可能性があるわけでございます。

したがいまして、その環境をそのままの状態で保全するように配慮するというふうな表現ぶりであります。これは論理上矛盾をするということがございましたし、規定ぶりとして適切ではないということを私どもは十分検討した上で、人為による作用が加えられる際にも、環境と調和をするように配慮するということを規定することが、論理として、また実態として適切であるというふうに考えております。

○鉢呂委員 この国家戦略で打ち出されているのは、農水省は、一九九八年からこのよだんな取り組みを一般化、定着をさせる段階だという期日を切つて、九三年までは準備期間だ、九八年までは第二段階として各地でこういう取り組みをふやしていくんだ、それで第三段階、もう既に去年から、全体的に、一般的に定着をさせるんだという

ことを出しているんですけども、まさにそ

うな構造改善局長にお聞きをいたしました。

臣、調査会の答申は、環境保全の土地改良、皆さんのつくった大臣署名入りのあのきらびやかな本も、きちっと環境保全の土地改良整備、その工種、手法ですね。ところが、法律になつたら、環境との調和。それは違うんだと明瞭に構造改善局長は言いました。そうであつてはならないんで

は、生産性向上と調和させていくという形なん

でありますけれども、その原因も環境庁が述

すけれども、皆さんに具体的に基づいた中身によつても、環境との調和と環境保全では、やり方に違いをきちつとつけております、内部的に。これではやはり、答申は答申でいいというふうに言つてもいいです。だけれども、法律をつくる前に皆さんは、大臣名で農政改革大綱をつくって世に出しているのに、そこから後退をして法律をつくるというのは、私はまかりならぬと思ひます。

きょうは時間がもう終わりましたから、後でまた質問する機会を設けさせていただきますけれども、環境保全というものは、他の法律の規制を受けやるという形をとるわけあります。環境との調和というのは、まさに構造改善局内部で、これであればいいだらうという手法でやるというのが環境との調和ということになりますから、おのずからその中身は違うのでありますて、大臣、やはりこの辺はもう少し内部に、皆さんのが公式に出された文書と法律が違わないように、私どもの点でも、環境の保全というふうに修正をすべきであるといふうに修正を考えておりますので、よろしくお願いいたしたいというふうに考えます。時間があまりませんからこれで終わりますけれども、地方、中央公職会の押しなべての意見を踏まえて、ぜひ、この委員会あるいは農水省においても修正すべきところは修正するよう最大限の御申上げまして、終わります。

午前十一時三分休憩

○穂積委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。この際、一言申し上げますが、各法案いざれも重要でありますけれども、特に重要な法案の審議について、定足数の確保については各位御協力を

今後お願いいたします。

それでは、質疑を続行いたします。安住淳君。

○安住委員 私も、これは委員長に対しても申し上げますが、私も含めて、委員会幾つも入っていますが、私が今まで、いろいろ大変忙しいと思いますが、きょう十二時現在で、私の質疑であるなしにかわらず、始まる時点で四、五人しかいないというのは、この農業基本法という本当に重要な問題を今やっていると

きに、果たしてこういう状態でいいのかと私も思いますから、どうぞ理事会の方で、これは質疑の時間帯を含めてもう一度議論をしていただきたいと思います。マスコミがちゃんと見ていて、国民が見ているわけですから、姿勢が問われると思うますから、そこは委員長に御要望しておきますので、よろしくお願いします。

○穂積委員長 承知いたしました。

○安住委員 それでは、質問に入らせていただきま

す。この基本法の中には大きな柱が三つあります

が、これまで、食料それから農業のことに関しては、それぞれ各委員の方からも質問がかなりありましたので、私は、きょうは、約一時間をかけまして、もう一つの柱である農村という定義について何点かお伺いをさせていただきたいと思いま

す。

○香山政府委員 お答え申し上げます。

本日は、お忙しい中、自治省、国土庁にもおい

でいただきましたので、どうぞひとつよろしくお願ひします。

○穂積委員長 正午から委員会を再開すること

も、地方、中央公職会の押しなべての意見を踏まえて、ぜひ、この委員会あるいは農水省においても修正すべきところは修正するよう最大限の御申上げまして、終わります。

午後零時十七分開議

○高木政府委員 この新しい食料・農業・農村基本法案では、農業的な土地利用が相当の部分を占め、かつ、農業生産と生活が一体として営まれており、居住の密度が低く分散している地域とい

ます。農林水産省に伺いますが、この法律でうたっている農村というのはどういう定義でございま

すか。

○安住委員 お答え申し上げます。

本法案では、農業的な土地利用が相当の部分を占め、かつ、農業生産と生活が一体として営まれており、居住の密度が低く分散している地域とい

ます。農林水産省に伺いますが、この法律でうたっている農村というのはどういう定義でございま

すか。

○高木政府委員 この新しい食料・農業・農村基本法案で使っております農村の意味でございま

す。

○安住委員 それでは、これは自治省に伺います

が、今の定義で言うと、地方自治体のエリアとい

いますか、所管といいますか、私は、そもそもこ

の質問をするのはなぜかというと、農村というものを本当に考えたときに、確かに今まで、いろ

いろな法律で、農業にかかるから何となく農村と言つていますが、戰後、農村の形態は随分変

わってまいりました。都市近郊の農村もあれば、過疎地の中で苦しんでいる中山間の農村もあるわ

けであります。

しかし、この法案を見ていると、どうも、農村の生活環境や整備面まで、この法案では充実、ま

た福祉の向上もたっておりますが、これは果た

してこの法案に当てはめてやるものであるのか、それとも、農村という定義がもあるとすれば、

あくまでもそれぞれの自治体が、生活の向上や福祉の向上、つまり生活環境の改善等についてはや

るべきではないかという観点から実は質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、自治省に伺いますが、自治省がとらえている農村というのはどういふ考え方、また、そ

こに住む人たちの生活や福祉の向上というのは、それが主体となつてやるものなのかということを、定義があれば教えていただきたいと思いま

す。

○香山政府委員 お答え申し上げます。

自治省として、公的なものでは、農村の定義をしたというようなものは持つておりませんけれども、先ほど農水省の方から御答弁がありましたよ

うに、農業的な土地利用が相当の部分を占めておる、そういうようなところを指すものだらうとい

うように私どもも考えております。

それと、地方行政とのかかわり方でございま

す。それから、地城の総合的な行政主体である地方

が、いつもこれに応じて国土面積や総人口の居住を出しているわけです。それからいと、我が国の非DID地域、それをもし農村と定義すれば、これは国土の何%になつて、総人口に占める農村に住んでいる人の割合というのは何人でございますね。

実は、農水省の試算などでDID、非DIDと

いうのがありますね。つまり、非DIDというのはどういうことかというと、人口集中地区以外の地区。これは一般的な指標として、実は行政機関がいつもこれに応じて国土面積や総人口の居住を出しているわけです。それからいと、我が国の非DID地域、それをもし農村と定義すれば、これは国土の何%になつて、総人口に占める農村に住んでいる人の割合というのは何人でございますね。

○安住委員 そこで伺いますが、法案の第五条の解釈のために、国土庁の方、きょういらっしゃつて

いますね。

私は、農水省の試算などでDID、非DIDと

いうのがありますね。つまり、非DIDというのはどういうことかというと、人口集中地区以外の

地区。これは一般的な指標として、実は行政機関がいつもこれに応じて国土面積や総人口の居住を出しているわけです。それからいと、我が国の非DID地域、それをもし農村と定義すれば、これは国土の何%になつて、総人口に占める農村に住んでいる人の割合というのは何人でございますね。

○中川(吉)政府委員 平成七年の国勢調査令に基づきます非DID地域でございますが、人口密度の低い地域ということになろうかと思いますが、面積にして九七%、三十六万平方キロ、人口にして四千四百三十二万人、三五%となつております。

○安住委員 それでは、農水省に伺います。

私の持つてている数字と今のは全く一緒でござりますが、今度の食料・農業・農村基本法の第五

条読みませんが、一番最後の二行のところに、「農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他」の福祉の向上により、その振興、「その」といなければならない」と書いてあります。

今言つていた非DID地域というのは、ここ

五条に言う農村にすべてかかるのですが、大臣

○中川国務大臣 この法律で言う農村といふのは、先ほど官房長が申し上げた意味で使っており

ます、五条で言う農村の振興といふのは、この四つの理念のうちの最初の、食料の安定供給それ

から多面的機能、それが最終目標であって、そのため農業の持続的な発展あるいは農村の振興というものがあるわけでございまして、そういう意味で、その施策を講ずる上で必要な地域としての、農業生産地帯としての農村であります。

の農村地域であります。

先ほどの説明を逆から申し上げますと、五条で

の分担關係のもとに農村の振興を図る、こういふ

ために農業の持続的な発展あるいは農村の振興と  
いうものがあるわけでございまして、そういう意味で、その施策を講ずる上で必要な地域として  
の、農業生産地帯としての農村であります。

○安住委員 施策を講ずるために農村というのを書いているわけだから、その農村というのは、具體的にどういう地域を想定していくかやるのかということを僕は聞いているんですよ。資料を自

言う農村の振興、ここでいろいろ書いてあります。それから、四条で農業の持続的な発展、これもいろいろ書いてあります、読みませんけれども。これを発展させたり、あるいはまた振興する

ふうに理解しております。  
○香山政府委員 私の方からお答えするのが適切ではないかも存じますがけれども、お尋ねでござりますのでお答えをさせていただきます。

ちなみに、この法律の中には、都市農業とか都市周辺農業というものの位置づけも別の条文にあります。それでございますが、この五条の農村というのは、そういう食料供給、あるいは国土の多面的機能のために農業が必要であり、そこに住む人々の生活環境がまだまだおくれておるという状況も含めて、その農村地域も守り、発展をさせていかなければいけないという意味での農村地域というふうに理解しております。

○安住委員 そうじゃなくて、私の質問は簡単なんですよ。官房長がさつきおっしゃった話はそういうのだろうと思いますよ。しかし、私が言っているのは、非DID地域、いいですか、国土の九七%、四千万人強が住んでいるその地域は、この定義からは、非DID地域、いいですか、これは全部をひっくりて言っているんですか、そうでないですか、イ

過去の事例を調べると、いいですか大臣、前本私言つたのですけれども、農業の法律だけでなくして、国土厅や例えばほかの役所が所管をしている我が国の法令、施行令や組織令、全部入れても十八本なんですよ。その十八本ある中で、今までは、それそれで農村に住んでる言えば者、例えば者というのではなく農業者ということですね、そういうのを対象にしたものですよ。

ことが、本来の食料の安定供給に費し、また多面的な機能の発揮に役立つということで、四つの概念として掲げられておるわけでございますから、そういう意味でいえば、法律的に厳密に言葉の定義として農村というものを定義する必要はない。しかし、あえて申し上げるならば、繰り返しだすけれども、先ほど官房長が言つた、農業的な土地利用が相当の部分を占め、かつ、農業生産と生活が一体となつて営まれ、居住の密度が低く分散化している地域という農村の一般的な概念がござりますが、それと同時に、多面的な機能、景観などがあるのはまた国土保全とかいったものもこの農村地域の大大きな役割であるということで、五条まで農村の維持、そして四条で農業の持続的な発展によつて、二条、三条の目的を実現していく、こういう解釈でござります。

私どもの理解では、この法律は、農業とか農村が  
のサイドから見た国の施策の考え方、基本的方向  
を定めるものであるということから、今のような  
御説明になつておるのだろうと思つております。  
一方で、地域住民の住宅環境の整備といったこ  
とにつきましては、総合的な地域の行政主体であ  
る地方団体の事務ということに当然なるわけであ  
りまして、そういう意味では、国と地方との適切  
な役割分担、お互に協調し合つて、御指摘のよ  
うな、農業に従事する以外の人たちの生活環境も  
含めて、地域全体としての生活環境の整備が図ら  
れるものであるというふうに考えておる次第でござ  
ります。

○安住委員 それだったら伺いますが、法案のど  
こに相協力してと書いてありますか。

○高木政府委員 三十七条に「国及び地方公共団  
体」とあります。

エスかノーカで答えてください。  
○中川国務大臣 先ほどの非DID地域、これは  
国勢調査令に基づく一つの統計ですが、これとは  
直接関係ありません。  
○安住委員 それでは、この法案で言う農村とい

そこで、何を根拠にこの生活向上、つまり今の大臣の話からいと、農業をやっている人の生産の向上やその人たちのための環境整備は、私は当然だと思うのです。これはやらないといけませんね。基本法に入つて当たり前の

○安住委員 いやいや、そういうことを聞いて、外して、いるのじゃないですよ、大臣。わかつていて外して、いるのかもしれないですねけれども。

体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずることにつき、相協力するとともに、」云々ということをごさいます。

うのは何を指しているのですか。このことは大事なんですよ。基本計画でも、農村地域を決めて、そしてなおかつ具体的な施策をやると言つてゐるんだから。

しかし、五条で言う、私がさつきから言ってるようすに、生活環境の整備その他の福祉の向上、今自治省に伺つたら、基本的にはこのインフラ整備はまさに地方自治体の大きな仕事だと言つてい

この法律で言う例えは農村というものがある。されば、仮に、では農村地帯に住んでいるサニーリーマンや商店街の人、そういう人たちのインフラ整備もこの法案の所管ですか、それとも地方白

治体になつています。そして、国との適切な役割分担を踏まえて、地方自治体の区域の自然的経済的社會的諸条件に応じた云々、實務を有すると。よくわからないのですけれども、五条と八条と

では、この法案で想定している農村のエリア、またその対象とする人というのはどういう人なのかな」ということを聞かせてください。

○中川国務大臣　ですから、まず、この非DID地域とは直接は関係ない。もちろん、大部分がダ

るんじゃないですか。つまり、農村には農業者一個人で住んでいないと思ったら大間違ですよね。セラリーマンも何もいってばいいんですよ。だから、ここで言う、法律で言う農村というのは何を意味するかと聞いているんですよ。明確に

治体がやることですか。これは農林省と自治省、どちらも答えてください。

いうのは、つまり、こういうふうに解釈できるのぢやないですか。協力するというふうなものは、今三十七条を言つたけれども、地方は地方でやりなさい、この法案に基づくインフラ整備はインフラ整備で国としてやります、そういうふうに分け

の法律の第一条の、あるいは二条から五条までの基本理念を実現するための、それぞれの施策を講ずる上で対象となる地域、これがこの法律上

に答えてください。  
○中川国務大臣 ですから、この法律で農村とい  
うものの定義は、いわゆる何条、定義という形で  
はないことはもう御承知のとおりであります。

それから、地方公共団体につきましても、国との適切な役割分担とともに、相協力して施策を行なう、こういうふうに整理をしてございます。地元の公共団体の行うべき分野もある、いわばそれぞれ

ているんじゃないですか。

和は保たれる、つまり、國の中では調整をする。しかし、八条を読むと、地方は地方で勝手にやりなさい、勝手にというのは言葉は悪いですけれども。そういうふうにも解釈されるんじゃないですか。

○中川國務大臣 八条の地方公共団体の責務というのは、この基本理念の目的を達成するための地方自治体の役割というものがあるわけがありますが、その場合には、國との適切な役割分担を踏まえてやつていきました。これが、三十七条の方で、國と地方自治体が協力し合つてやつていきました。ということにも担保されておるわけであります。

ちなみに、旧基本法では、「國の施策に準じて」ということで、これは、國が決めたものについて、それに基づいて地方がやりなさい。今回は、四つの理念を中心とするいろいろな施策について、國がやらなければいけないことがあります。あるいはまた、消費者、農業者、その他食品事業者が努めなければいけないこともあります。そして、地方の責務としてやるべきことがあります。その場合に、國との適切な役割分担、そして、相協力というものが必要なわけあります。

一方、十五条の四項については、基本計画のうち農村に関する部分については、國土の総合的な利用、例えば、これは国土庁とか建設省とかいろいろあるでしょう、開発、保全に関する国と農村に関する部分についても、全国総合開発計画とかそういうものがあるわけありますから、この十五条四項の方は、各省庁間、つまり、政府の中の各省庁間で調和のとれたものにしなければならないという意味で、それぞれ重要な役割分担としての位置づけが書かれているわけあります。

○安住委員 先ほどからこの話、本当は余り進みたくなかつたのは、農村という定義がさほどないにもかかわらず、この基本法の大きな柱に据えた。だから、実は僕は、内容を余り本当はやりたくないのですよ。

いいですか、大臣。だって、十五条の二項の四では、基本計画で食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項をつくるのでしょう。これは、自治省と国土庁にも伺いますけれども、こういう計画がばんと出る。それは何を意味しているのか、私は想定はできますけれども、例えば集落排水事業や農道や、そういうことなどのかもしれません。そういう仕事のエリアというのが具体的に何なのかといふことは、多分想定しているからこういう法案が出てくるのでしようからね、それはちょっと後で聞きます。

私がもしも地方自治体の市長であり首長であったときに、これは自治省にも伺いますが、町でいえば、どこの集落の総合発展計画なんというのは地方自治体がやる話であって、下水の整備だの何だのというのは、これは基本法になじまないような気が私はしているのです。農業者がより多く住んでいる地域を、ある意味で乱暴に農業基本法の中に入れ込むというのは、私はちょっと無理があると思いますよ。しかがですか。これは三省ともちょっととそれぞれ意見を言ってください。

○中川國務大臣

これは、要するに、目的に向かっての基本計画をつくる、自給率の目標とかいろいろ例示的に書いてある部分、その他目的達成のために総合的にかつ計画的に推進するといううござりまして、全国的なものを中期的なタームでもつて計画を決めるということで、例えば、土地改良計画でありますとか港湾計画あるいは空港整備計画、そういうものもあるわけでございまして、相協力というものが可能になるような面とであります。

ただ、そういう地域の問題もありますので、国が定める基本計画そのものも、型にはまつた施策を地方団体に押しつけるといったような内容ではなくて、できるだけ地域の実情に即して、地域が総合的に農村環境の整備であるとか、そこに住む住民の方々の福祉の向上といったことを図ることができます。それは、一々各自治体のどこの飛行場をどうするとか、そういうこともありますけれども、全体の枠を決めて、その中でいろいろと財政的な面も含めてやつていくわけあります。

ここでの基本計画というのはこの法律に基づいてやつしていくわけでございまして、例えば、品目ごとに自給率をどうするかとか、あるいは、集落排水の目標をどういうふうに置いていくかとかいうふうなことを決めていきますけれども、一々細々と、

来年は十四万の集落のうちのどれをやらなければいけないとか、そういうところまでを、いわゆる箇所的な面まで含めて基本計画の中でかちっと決めておるというふうなことは、他の基本計画と同様に、これは実際に書けない話でもございますし、そういうことで、決して各市町村のやるべきことをがんじがらめに基本計画で決めていくと、いうものではございません。

○番山政府委員

お答え申し上げます。

農業や農村等に関する施策は、基本的に地域と密接なかわりを有するものでありますから、その具体的な施策ということになりますと、地方団体が自主的かつ総合的に推進することが基本になります。それが努力のだと思っております。

一方で、農業とか農政とかいったような観点から、例えばこの法案にも書いてありますように、食料自給率の目標であるとか、輸入や備蓄との関係でありますとか、農村の振興に関する施策の方向、そういった国としてるべき農業行政の基本的な方向を計画に定めるということは、これはまた総合的、計画的に農政を展開する上で意義があることであろうというふうに私ども考えております。

○安住委員

わかりました。

それでは、もう一回自治省と国土庁に聞きますけれども、簡単に答えてください。

農村に関する國の施策の中心は、この基本法に基づいて今から農林省がやらせていただくということです。自治省、それから国土庁。

今までの農村という定義に当たるところでやるインフラ整備等は、これは農林省がやるということがあります。農業とか農村のサイドから見た國の施策の方向、そういったものを定めるものであります。

○番山政府委員

私どもの方の理解を申し述べさせていただきますけれども、基本法というのではなくて、これまで農業とか農村のサイドから見た國の施策の方向でいいんですね。そういう話になりますよ。

○番山政府委員

私どもの方の理解を申し述べさせていただきますけれども、基本法というのではなくて、これまで農業とか農村のサイドから見た國の施策の方向、そういったものを定めるものであります。

○安住委員

わかりました。

それでは、もう一回自治省と国土庁に聞きますけれども、簡単に答えてください。

農村に関する國の施策の中心は、この基本法に基づいて今から農林省がやらせていただくこと

際には、特に、全国総合開発計画等、國の総合的な利用あるいは開発及び保全に関する國の計画と調和を図る旨規定を設けてあるというふうに私も認識しております。国土庁といたしましても、政府の一員として、本基本計画の作成に当たって、これらの國の計画と調和が國られるよう十分努力していきたいというふうに考えております。

○小林(勇)政府委員 この法律におきます基本計画と、私ども所管しております全国総合開発計画も、これは國として定めるもの、言いかえますと、関係省庁との調整を経た上で定められるものでありますので、そのような策定過程を通じまし

て、自治省としては、地方団体の立場等も踏まえまして必要な意見を述べてまいりたいという考え方でございます。

○安住委員 それでは、ちょっとこだわるようで申しわけないんだけれども、局長さん、生活環境の整備その他の福祉の向上を図る施策、これは、農村に関しては地方自治体じゃなくて農林省がやるということいいんですね。

○香山政府委員 国としてやはりそれぞれ所管をいたしておりますが、例えば、環境ということになりますと環境庁がかかわってまいりますし、それぞれの分野で施策の調整を図りつつ、農村の問題に対しても関与していくことになるわけあります。この法律がゆえに、農林省だけが全部農村問題を抱えるということになるとは我々考えておりません。

○小林(男)政府委員 私どもが所管しております全国総合開発計画におきましては、主として、広域的あるいは基幹的な施設整備等を通じて、国土の総合的な利用だとか開発だとか保全に関する計画としているわけでございまして、この新しい法律での基本計画と十分調和がとれるように、お互に調整してつくるということが基本かと考えております。

○安住委員 大臣に先ほどの答弁の関係で伺いますが、それでは、ここで言う農村における環境整備、インフラ整備というのは、具体的に例

として空港整備計画とか漁港計画とか、いろいろなものがあるということを申し上げましたけれども、今回の基本計画の中で国が総合的にやるというのは、例えば、全総など

うこと、あるいは土地基盤整備計画でありますとか、そういうものもありますねということを申し上げたわけでございます。

○安住委員 何が申し上げたかったかというと、全体の計画

といふものは、整合性を持って基本計画を国が関係省庁とよく調整しながらやっています。また、地方自治体ともいろいろと役割分担をし、協力をしながらやっていますという事であつて、個々のところで、極端に言えば、先生のことの何とか町に対してこれをやりなさいというこではなくて、こういう計画を全体としてつくりましよう、そのときにやるかやらいかについては先生の御地元の御判断でどうということを申しあげたかたたけであります。

○安住委員 私は、結論は後でずっとと言いますけれども、この問題は実は行政改革や地方分権に非

常にリンクをする話ですから細かく聞いているのであって、受益者である住民から見たら、どこでもいいから速やかにやってもらいたいと思つています。

○安住委員 私は、結論は後でずっとと言いますけれども、この問題は実は行政改革や地方分権に非常にリンクをする話ですから細かく聞いているのであって、受益者である住民から見たら、どこでもいいから速やかにやってもらいたいと思つています。

○安住委員 そこで、それではこの都市という立場からまたこの問題を少しやらせていただきますが、三十六条の都市と農村の交流という定義があります。

○安住委員 私なりにまず解釈をしますから、意見を言っていただきたいのですが、この法案の条文では、都市と農村の交流というものをうたっているわけですが、二項で、「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、」

云々と書いてありますね。「農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずる」、非常にこれは

すっきりとした文面だと思います。

これはなぜかというと、都市の近くないし都市

部において農業をなりわいとしている人に對し

て、その農業生産の振興を図るための施策を講じ

る、つまり、これは業に対し、営んでいる人に

対してこの施策を講じるというの、私は極めて

すっきりしていると思うのです。

逆に、今私が言った法律案とこの五条の農村の

振興をよく比較をして読むと、ここに一つの問題

が浮かび上がってくると思うんですよ。つまり、

農村の振興ではこういうことになるんじゃないで

すか。農村地域に住んでる農業者の方に關して

は、その業としている生産基盤の強化や、また、

土地の集約を含めた農業としてのインフラ整備は

やる、都市と同じようにやりますと。しかし、都

市部の人に対しても、逆に言うと、生活環境の整

備や福祉の向上などといふのをすとんと外してしま

けですよ。農村の農業者に対する手入れを

いる、こういうふうな解釈になるんじゃないですか。

○高木政府委員 がないというのであれば、逆に、それでは農村と

いうこの法案に当てはまらない地域はどういうと

ころですか。

○高木政府委員 端的に申し上げれば、都市といふことでござります。

では、「農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進する」というのが一項で、具体的に何をやるかということが、「地域の生活環境の整備」ということで、農村は農業者だけで成り立っているわけでもございません。まさに農業者のためになると思いますが、それにどまらず、「交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備」ということで、農村は農業者だけでもございません。それが、二項で、「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、」

云々と書いてありますね。「農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずる」、非常にこれは

すっきりとした文面だと思います。

これはなぜかというと、都市の近くないし都市

部において農業をなりわいとしている人に對し

て、その農業生産の振興を図るための施策を講じ

る、つまり、これは業に対し、営んでいる人に

対してこの施策を講じるというの、私は極めて

すっきりしていると思うのです。

逆に、今私が言った法律案とこの五条の農村の

振興をよく比較をして読むと、ここに一つの問題

が浮かび上がってくると思うんですよ。つまり、

農村の振興ではこういうことになるんじゃないで

すか。農村地域に住んでる農業者の方に關して

は、その業としている生産基盤の強化や、また、

土地の集約を含めた農業としてのインフラ整備は

やる、都市と同じようにやりますと。しかし、都

市部の人に対しても、逆に言うと、生活環境の整

備や福祉の向上などといふのをすとんと外してしま

けですよ。農村の農業者に対する手入れを

いる、こういうふうな解釈になるんじゃないですか。

○高木政府委員 がないというのであれば、逆に、それでは農村と

いうこの法案に当てはまらない地域はどういうと

ころですか。

○高木政府委員 端的に申し上げれば、都市といふことでござります。

ますし、それから、地域独自の対応ということにならなければ自治省さんの施策、こういうことにならなければどうに考えております。

○安住委員 自治省にお伺いしますけれども、やはり今のこの日本社会の中で、確かにこれは中央集権だと私は思いますし、それぞれの省庁が所管を握っているのはそれはしようがない、今の世の中ではしようがない。しかしこれは、地方分権をどんどん進めいいこうといったときに、もしかすると、都市と農村というのを、さしたる定義もなく、ただ単に大きめにどんどん分けて、都市住民にはそういう役所がこう対応します、農村のことに関してはこういうことであります、それは実は中央集権の思想に非常に根づいた発想だけです。今のお官房長の答弁の中からも、地方自治体がそれぞの地域で絵をかくことに對してサポートしていくという発想がどうも法律に直すと全くなくなってしまっている、私はそんなことを感じるのですけれども、自治省、いかがですか。

○香山政府委員 難しいお尋ねでございますけれども、私なりに先生の御質問をそしゃくしてお答えさせていただきますと、我々の理解では、この基本計画は農村にかかる部分であり、いずれにしても、国としての基本方針、農政の目から見た総合的かつ計画的に講すべき施策についてのみ定められておるものだというふうに考えておりまして、國として、農業のかなめ、農政のかなめに当たつておられる農水省がそのような基本方針等に基づいて計画をお定めになるということは、地方団体の自主性と矛盾するものとは我々は考えておりません。

我々が考えておりますのは、地方公共団体といふのは、今度は地域の総合行政主体として、農村部、そこには農業をやっている人もそうでない人もあります。また、そこで行われる、営まれる産業は農業以外にも商業もあれば工業もあるわけであります。それぞれ所管の省庁がござりますけれども、そういう所管の関係省庁と連携をとりながら、地域のレベルで行政を総合的に組み立てておる次第でございます。

○安住委員 平たく言うと、ちょっとわかりやすく私は余り回転がよくないかもしないのでよくわからないのだけれども、では、こういうことを決めるときと、例えば、地方自治体がどここの集落排水事業をやるかということが、農林水産省ですか。具体的な例でやりましょう。○中川国務大臣 時々私は、集落排水をぜひやるべきだと地元で言うのですが、順番があつて、まず町の中心地、といつても農村部ですけれども、そこからやりたいんだ、あと別のところの集落排水もやりたいから、順番が一番手、二番手、三番手だといふ話をよく聞きますので、やはりやる主体あるいは決定はそれぞれの市町村だろうというふうに考えております。

○安住委員 これは構造改善局長にも伺いますけれども、私も実は、それは多分自治体がそれぞれの計画に基づいてやる話だと思うのです。この基本法で言う整備というのは、つまりメニューを用意しますよということですか。私は、もつと踏み込んでいるような気がしてしようがないんですよ。

○渡辺(好)政府委員 国全体としてまずどうするかということがございます。

農村地域であれば、生活排水の普及率は二～三十六条の都市と農村とのお話を聞いて、國全体としておくれているインフラをどうするかということは國が決めなきやいけません。そして、それについて、地方自治体がおやりになる、もう大部分が市町村ですけれども。それに対する実施をしていく上の支援ですね、補助、こういうものは國がやるということに思いました。

なると思います。分担関係は……(安住委員「主体は地方ということですか」と呼ぶ) 地方自治体であります。大臣からお答え申し上げましたけれども、現在も多分九九%が市町村管ですね、ごくまれに都道府県管もございますけれども。○安住委員 私は、農村と都市という定義ではまついくと、とてこの法案がわかりにくくなるのではないかなど思うのです。逆に言うと、都市の、先ほど三十六条の第二項を自分なりに申し上げましたが、極めてすっきりしているのです。なぜかというと、農業を取りわいにした、その業に対してもサポートをしていくというふうになっているからです。

○中川国務大臣 基本的には、肥料・農業・農村の法律ですが、この法律はすべての国民にかかる法律ですが、先生が先ほどから集中的にお聞きになっている農村ということであれば、農業の生産活動としての意味、それから多面的機能の発揮のための意味、そういう観点から、農村といふのもののは我が國のすべての農村地域。定義は何かと言われば、法律上定義はないわけでござりますけれども、定義がある。

それから、三十六条の都市と農村とのお話を聞いて、國全体としておくれているインフラをどうするかということは國が決めなきやいけません。そして、それについて、地方自治体がおやりになる、もう大部分が市町村ですけれども。それに対する実施をしていく上の支援ですね、補助、こういうものは國がやるということに思いました。

○中川国務大臣 既に生活基盤整備が終わっている、あるいは現在やっている地域ももちろんあります。先ほどもちょっと答えがありましたけれども、都市及び都市周辺の農業というのは、農業活動あるいはまたそこでの多面的な機能、例えば教育的側面、景観、市民農園、いろいろあるとありますし、現に、その計画的なものも農林省の中にもいろいろあるわけであります。また一

そういう使命があると同時に、もう一つの大

なボイントであります生活基盤整備の方は、都市及び都市周辺の方は、先ほど構造改善局長が集落排水の例を挙げましたけれども、やはり一般的な農村に比べて都市の農業地域、都市農村といふ言葉はないのでしょうか。都市で農業をやつしている人たちは、そういう生活基盤インフラについては特に非常に充実している。だからやっなくらい大きいということじやございませんけれども、少なくとも農村地域よりも充実をしている。

それからもう一つ、農村部で例えば集落排水事業をやるということは、何も農業者だけが利用できるわけじゃなくて、その集落全体が利用できるわけだと思いますから、何も農業者だけとかいうことではなくて、やはり面的にとらえる意味でいいうものは大いに意義があるということに考えております。

○安住委員 だからこそ、農業という業を取り扱うと、その人が住んでいる地域といふことでも柱として打ち出すということは、さしたる定義がないとおっしゃいましたが、やはり定義をもって農村というものをちゃんと位置づけて、それで、どこを対象地域として、そこに予算を配分して何をするのかを明示しないと私はおかしいと思うのですよ。だから細かく聞いているのですよ、大臣。わかっていると思いますけれども。つまり、では、農村に住んでいる方は全部この基本法の枠の中に入るのか、それは対象になるのか、そういうところから始まるわけですよ。

○中川国務大臣 基本的には、肥料・農業・農村の法律ですが、この法律はすべての国民にかかる法律ですが、先生が先ほどから集中的にお聞きになっている農村ということであれば、農村を地域で分けたらそういうふうにしかこれないのじゃないですか。いかがですか。

方、予算面での制約もあるわけあります。したがつて、そういうものを今回、基本計画の中でももう一度位置づけをする。

では、今まである計画とどう違うのかといえ

ば、一つには、この基本計画といらものは五年程度を一つの目安にして、そして中期的にきちっとやつていて、そして再評価も加えていくというような新しい手法の中でこの基本計画をつくって

いくといふことも、行政手法の一つとして新しいやり方であるという中での、それぞれの農村の生活あるいは生産、インフラ整備という位置づけで御理解をいただきたいと思います。

○安住委員 ですから、そういう答弁になるとまたひつかかってくるわけですよ。だって、今、道路などのインフラ整備と言つたでしよう、都市部に比べてこうだつて。さつきそれは自治省の局長さんもおっしゃつたけれども、それは地方自治体がやる話でしよう、大臣。この法が全部やるんですか。

○中川国務大臣 基本計画の中で農村のいろいろな整備をやるわけですが、広い意味のインフラといふ話を聞くと、大臣は全部やるんですか。

いえば学校とか病院も入るのでしょうけれども、何も、そんなものも含めて全部農林省がやるなんということは毛頭考えておりません。例えば道路

いなものも一部ござりますけれども、何も建設

されば市町村道がある、農業用の農免農道みた

り、これから地方分権をやるときに、地方とのかかわ

りでいうと、先ほども言つたように、この法案は前的基本法に比べて相協力してというところまで来ましたということですね、その前は違うのですから。

そういう意味での進歩といいますけれども、きらう佐伯東大名誉教授もお話ししていたのですけれども、多分この審議会のプロセスの中で、この法案ができる過程の中で、実は、国土庁は相当い

ろいろな意味でこの農村といらものの定義や具體的に何をするかというのを、私が聞いている範囲では相当抵抗したと聞いています。法制局や自治省も農村といふことに對して、ここま

で、どういう定義をするかというのは政府部内で異論もいろいろあつたというふうなことを私は少し聞いていました。それは事実かどうかわかりませんよ。

しかし、でき上がつたこれを見たときに、やはりここまで書くのであれば、多分農村といふのは、農業を取り扱いにした、つまり、農業者から農業をなりわいにした、つまり、農業者からのサイドだけでは本当にこの多面的機能を維持するのは、農業といふ業を取り扱いとしても、過疎過密の問題を解決したり、農村が抱える特有の問題を解決するというのはなかなか大変だろうな

と私は思つたのですよ。

それぞれの地域に応じて農村の姿も全然違います。札幌郊外の新興住宅街の中にあつて、そういう農村地帯もあれば、過疎地を抱えた中山間地もあつて、さまざまなものであります。その中で、これからこの法案がもし仮に成立をして十五条の基本

計画に踏み込んでいったときに、農村といふ定義をどういうエリアで、またその施設がどういう地域に当てはまつて、どういう人を対象にするかといふことは、これは基本計画の中で書かなければいけませんね。それで、先ほどおっしゃつたように、五年ごとにそれをまた見直さなきゃいけません。

であれば、この基本計画を策定するに当たつて、私はやはり農村といらものの定義、それからこの法案の対象となり得るものに関しては、ある

意味では都市部とを分けているわけですから、都

市の政策については確かに一つにまとめてお

ります。しかし、いろいろな省庁がまたがつていろいろやる。

しかし農村、つまり集落排水でいえば、集落排水

の対象となる地域がどこなのかといふことだけを明確にするためにも、これはガイドラインを、こ

こまでやる以上は設けるべきではないかと私は思

います。いかがでございますか。

○高木政府委員 農村に関する基本計画の中で農

村施策を規定するとき、どの程度まで書くか、こ

ういうことの問題になると思うのです。

まさに基本計画でありますから、基本的事項につきまして当然触れるわけですが、今私どもが検討しておりますレベルでは、中山間地域とか、そういう、条件不利で、特に手厚く施策を講ずる必要がある地域についての特記すべき、今直接支払いの検討もしておりますが、そういうものは、ある程度地域なりを画するということは出でます。しかし、これは本当にこの多面的機能を維持するには、農業といふ業を取り扱いとしても、過疎過密の問題を解決したり、農村が抱える特有の問題を解決するというのではなく大変だろうな

と私は思つたのですよ。

それぞれの地域に応じて農村の姿も全然違います。札幌郊外の新興住宅街の中にあつて、そういう農村地帯もあれば、過疎地を抱えた中山間地もあつて、さまざまなわけです。その中で、これ

ただ、これは何もそれをしないという意味で

言つているのではなくて、集落排水であれば、どう

いう集落についてこれが対象になるかといふこと

は、それぞれの事業の実施の要綱なり要領なりで

当然はつきりするわけでありまして、また、させなければいけないと思います。それぞれ個別の施

策に応じて、それぞれ目的なり達成すべき目標な

りが違つてくるかとも思います。それぞれの事業

ごとに整理すべきものと思つております。

○安住委員 私は個人的には、食料、農業と農村

といふ三つをくくつたということに関しては、農

村に関してはちょっと異質な感じがしているわけ

あります。しかし、現実にはなかなか進んで

いませんね。農協の合併がしかり、農協の金融再

編に備えた対応もおくれていて、また、土地改良

でいえば、土地改良も、これはそろそろ、私の地

元なんかでいうと、整備をされてきた地域の土地

改良区など、今、農業の中で、農業者で構成する

団体の再編整備、ここにも書いてあります。効率

的な再編整備というのは、本当に不可避ではない

かと思います。しかし、現実にはなかなか進んで

いませんね。農協の合併がしかり、農協の金融再

編に備えた対応もおくれていて、また、土地改良

でいえば、土地改良も、これはそろそろ、私の地

元なんかでいうと、整備をされてきた地域の

ます。そこで、時間がございませんから、この問題は

また別途時間を設けますが、農協、土地改良区、農業委員会、普及所もあるでしょう、なおかつ、そういう地域の中で、農業者を抱えている、こう

いう団体整備をどう図っていくのか。基本法でここまで書いているということは、具体的にお考えがあると思いますから、お聞かせを願いたいと思

います。

○竹中(美)政府委員 団体の再編整備の関係でございますが、まず農協につきましては、ただいま一部お話をございましたが、事業機能の一層の強化と経営の効率化、合理化をこれから図っていくということを目的にいたしまして、単協レベルの広域合併、それから三段階組織の二段階化に取り組んでいるところでございます。

現在、広域合併につきましては、数にして、五百三十程度を目標にして合併を進めておりますが、最近時点では、六割強の実現度合いといふことになっております。また、組織二段につきましては、各事業ごとに全国連と県連の統合に向けた取り組みが進められておりまして、徐々に実現を見ているというところでございます。

その効果でありますか、そういうことを進めて、組織整備等に取り組んでまいりまして、農協系統全体で見ますと、例えば、人員で見ますと、平成六年度の三十五万二千人が、平成九年度では三十三万二千人に二万人減少しておる。また、施設等で見ましても、例えば、平成九年度で、单年度で百五十八の支所等の統合がされていて、うよくなことで、なかなか一気にとはまいりませんが、徐々に効果を上げてきておると考えております。

今後とも、組織整備を通じた事業経営の合理化、効率化を図っていただきたいと考えております。それから、農業委員会につきましても体制の見直しをしておりますし、選舉委員の定数等につきましても改善措置を講じているところでございます。

あと、土地改良区につきましては、構造改善局

長からお答え申し上げます。

○渡辺(好)政府委員 土地改良区、私的な財産の共同管理という側面と地域の資産と、この二つの側面がございます。御指摘がありましたように、非常に零細、小規模で、課題も抱えておりますの

で、今後はこれまで同様に、中期的展望に立つて、活性化構想のもとで、まず統合整備を進めなければいけないと思っておりますが、とりわけ、

新しい農政の方向に即しまして、統合整備の一層の促進とともに、施設管理に係る施策の強化、環境的な側面あるいはこれからの更新、管理という問題もございます。

それから同時に、農村地域に根差した公共団体として、地域住民から期待されている役割がござります。これは統計情報部がやったものであります。これもアンケート調査でも高い関心を示されておりますので、こうした観点から、この役割発揮をどうするかということにつきまして、土地改良制度の改正も視野に入れながら、今後、事業運営の基盤の強化を図りたいと考えております。

○安住委員 もう時間でございますから、最後に、では大臣の方からお話をいただきます。

団体の効率的な再編整備というのを基本法で書くこと自体、本當はどうかなと私は思っているのですよ。しかし、もうそれくらい追い詰められて

も、最後はそういうのに統合していくとか、やはり何かやつていかなければ、これは地域の中では必要かも知れないけれども、再編整備は避けられないと私は思っております。

最後に、効率的な再編整備に対する方向性を大臣から伺って、私の質問を終わります。

○中川国務大臣 新しい食料・農業・農村政策を進める上で、この三十八条の規定というのも大事だらうと考えております。

農協なんかは一時は三千近くあったものが、現時点で千七百幾つ、最終的には五百三十ぐらいまで二〇〇〇年までにやろうということでありま

す。一方、これは極めて属地的といいましょうが、土地に根差した長い歴史のある団体でございまますから、非常に合併、再編等もうまくいくといふところと難航しているところと地域によつてもいろいろあるようですが、やはりいわゆる農協関係組織の合理化といふことも新しい時代に對応できるようにするために必要なことだと思いますので、条文に書いてあるように必要な施策を講じていきたいといふふうに考えております。

○安住委員 終わります。

○穂積委員長 午後二時から委員会を開くことにとどめ、この際、休憩いたします。

午後一時二十分休憩

す。文字づらではなくて、中身でございます。この中身は、いわゆる自給率の向上といふことと同義語、こうとらえていいのか、まずこの点について確認しておきたいと思います。

○中川国務大臣 カロリーベースの自給率四一%、低下し続けているという現状は、決して国内生産を基本とした国民の食料状態ではないといふふうに私自身判断をしておりますので、国内生産を基本としつつという言葉は、現在の自給率を

できるだけ上げていきたいというふうに考えております。そういう意味でございます。

○宮地委員 大臣、これは大変大事な問題であります。大臣は自給率の向上、こういう意味合いで国内生産を基本として、こうとらえている。といふことは、国内生産のまさに維持拡大、こういうふうにも読める、こういう理解でよろしいのですね。

○中川国務大臣 この法律のもの案では、この部分が維持向上であつて、それが国内生産を基本としてという言葉に変わつたわけでございますが、維持向上であれば横ばい、あるいはわずか〇・何ポイントでも維持向上といふ意味で、そういう意味で、より国内生産を基本とするということによつて、維持向上も含みますけれども、もっと強い意思の表現だといふうに御理解をいただきたいと思います。

○宮地委員 大変に前向きの御答弁だと私は理解をしております。

次に、第十五条の問題でございます。

この十五条の二項の二号に食料自給率の目標、これを今回明文化しているわけでございますが、食料自給率の目標については、昨日の中央公聴会におきましたが既に、JA全中の原田会長は明確に五〇%、こういう具体的な數値目標を掲げて意見を陳述されました。原田会長の五〇%というのを、恐らくカロリーベースを言わたと思つてお

ります。また、先日の松江の地方公聴会において議論が活発に行われてまいりましたが、私は、きょう、重要なところにつきまして確認を含めながら大臣に御質問をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

まず、この法案の第二条でございますが、この第二条の中にありますところの国内の農業生産を基本としてという、この中身の問題でございま

午後二時七分開議

○穂積委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。宮地正介君。

○宮地委員 今までいろいろと新農業基本法について議論が活発に行われてまいりましたが、私は、きょう、重要なところにつきまして確認を含めながら大臣に御質問をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

それは、例えばそれぞれの役場の農政課なります、この法案の第二条でございますが、この

第二条の中にありますところの国内の農業生産を基本としてという、この中身の問題でございま

うにぜひ政府は努力をしてもらいたい、こういうようないふりで意見陳述をしております。それで、政府としてこのお二人の公述人のこうした具体的な目標を掲げての意見陳述に対し、それでは、政府としてはどのあたりの数値目標を置いてこの法案を提出されたのか、この点について大臣の忌憚のない、腹蔵のない御意見を伺つておきたいと思います。

○中川国務大臣　自給率を上げなければならないということは、食料安全保障という観點から、世界じゅうのほかの国々、特に先進諸国と比べても非常に低い、これはやはり我が国の独立国家としての安定的な国民生活を考えたときに異常ではないかということで、自給率を上げていかなければならぬというふうに考えておきたいと思います。

もちろん、高ければ高いにこしたことはございません。さらにはカロリーベース、それから今般

物ベースのお話がございましたが、先日当委員会

で大石委員だつたと思ひますけれども、野菜とかお茶とか花卉、花類はほとんど食べられない部分が多いんでしょけれども、そういうものも、カロ

リーベースでは低いかもしれないけれども重要で

はないかというような御指摘もありましたし、一

体自給率をどのくらいにしていくかという作業と

いうのは、極めて技術的な問題と、それから精神的といつたらいいんでしょうか、国民的な理解、特に消費者あるいはまた流通関係あるいは教育現

場、家庭等々の理解もなければなりませんし、そ

してまた生産者サイドにおいては、消費者のニーズにこたえられるようなものでなければならぬ

といういろいろなファクターがございます。

それから、現時点では結構大きな数字として存在しておりますのが、食べ残しあるいはむだの問題もあると思います。そしてまた、自給率向上にも役立ち、また健康面でも役立つのが、いわゆる日本型食生活の推進ということも重要なポイントだと思います。

しかし一方で、つくったから食べるとか、あるいは自給率を上げるためにこうこうこういうものは食べちゃダメ、こういうものは食べなさいとまさか法律で縛ることもできませんので、そういう国民のそれぞれの立場の皆さん方の御理解と御協力、そして共通認識を持つた上で、品目ごとに、一休限られた国土の中でどういうものをどのぐらいいつくればどのぐらい上がっていくのか、あるいは消費者の皆さんの御理解をいただいて、日本型食生活、そして日本の中でどれをできるだけ食べていただくというような御理解、さらには食べ残し等の問題、日本型食生活の問題いろいろな要素がございますので、高いにこしたことはございませんけれども、実現不可能な数字をいきなりばんと出すということ、これもまた結果的には意味のないことになってしまいます。

そういう意味で、できるだけ高い実現可能な数字を十五条に基づいて設定する予定でございます。

けれども、その作業は極めて、今申し上げたような技術的あるいは心理的、あるいはいろいろな要素がございますので、団体の代表の方からのお話をございましたが、現時点が具体的に何%ということがございましたが、現時点が基本となっていない

ということですから、現在の四%なり二八%なりという数字が余りにも低いということも何回か申し上げております。

○中川国務大臣　政治家であることはもちろん自覚はしております。そして、国内生産が基本であるということを条文に基づいて何回も申し上げております。そして、現時点が基本となっていない

ということですから、現在の四%なり二八%なりという数字が余りにも低いということも何回か申し上げております。

○宮地委員　私は、政治家中川昭一農林水産大臣に質問をしているわけです。

私は、今のお二人の意見陳述というのは、いみじくも大臣が食料の安全保障という言葉を使われました。私も、食料の安全保障という立場から考

えたら、国内生産を基本としてファイブティーファイブティー、やはり国内で五〇%の自給率を確保する、これは理解ができると思うんです。一般

論的に見ても、やはり我が国の国民が食べる食物がファイブティーファイブティー、半分は国内生産、半分は海外からの輸入、いわゆるファイブティーファイブティーの食料安全保障という立場、あるいは日本の稻作農家、水田農家を中心とした日本の農業の実態、

実情、こういうものを考えたら私は理解ができると思うのであります。私は、その程度の具体的な

数値の積み重ねによって何%、こんなところを今大臣に聞こうとは思つておりません。それはこれから基本計画の中で積み上げ方式によつて、それはいろいろと要素があるわけです。

しかし、我々政治家として、国民の食料の安全

保障を確保しながら、新しい二十一世紀のWTOという新たなるこうした国際化の進む中において、少なくとも我が国がファイブティーファイブティーの、こうした状況下に政府が努力目標としてしっかりと掲げ、国民の皆さんに理解と御協力をいただき、この姿勢があつても決して、政治家中川昭一農林水産大臣としておかしくない。ここ

は、お役人に余り気を使つておらず、また入れなければいけないと思ひます。が、政治家として私宮地正介は、ファイブティーファイブティーぐらいは妥当な線であ

る、この程度は理解できる。こういう判断をしています。大臣はいかがでしよう。

○中川国務大臣　政治家であることはもちろん自覚はしております。そして、国内生産が基本であ

るということを条文に基づいて何回も申し上げております。そして、現時点が基本となっていない

ということですから、現在の四%なり二八%なりという数字が余りにも低いということも何回か申し上げております。

○宮地委員　私は、政治家中川昭一農林水産大臣に質問をしているわけです。

私は、今のお二人の意見陳述というのは、いみじくも大臣が食料の安全保障という言葉を使われました。私も、食料の安全保障という立場から考

えたら、国内生産を基本としてファイブティーファイブティー、やはり国内で五〇%の自給率を確

保する、これは理解ができると思うんです。一般

論的に見ても、やはり我が国の国民が食べる食物

がファイブティーファイブティー、半分は国内生産、半分は海外からの輸入、いわゆるファイブティーファイブティーの食料安全保障という立場、あるいは日本の稻作農家、水田農家を中心とした日本の農業の実態、

実情、こういうものを考えたら私は理解ができると思うのであります。私は、その程度の具体的な

数値の積み重ねによって何%、こんなところを今大臣に聞こうとは思つております。それはこれ

から基本計画の中で積み上げ方式によつて、それはいろいろと要素があるわけです。

しかし、我々政治家として、国民の食料の安全

保障を確保しながら、新しい二十一世紀のWTO

という新たなるこうした国際化の進む中において、少なくとも我が国がファイブティーファイブティーの、こうした状況下に政府が努力目標とし

てしっかりと掲げ、国民の皆さんに理解と御協力を

いただけます。が、政治家として私宮地正介は、

ファイブティーファイブティーぐらいは妥当な線であ

る、この程度は理解できる。こういう判断をして

います。大臣はいかがでしよう。

○中川国務大臣　改めて申し上げますが、この法

律を成立させていただいたならば、直ちにこの基

本計画の作業に入つていかなければならぬわけ

でございます。この場合、この基本計画というう

は、十五条、「政府は」で始まるわけでありまし

そして、三項の方で、いろいろな方の協力も必要ですよ、あるいは取り組むべき課題がありますよというふうに申し上げているのは、先ほどから申し上げておりますように、政府が、米について何%、トータル何%という数字をつくったといたましても、これはやはり、消費者と生産者を含めたいいろいろな立場の方々の、ごみ捨てといふ食べ残し、ごみの問題も含めて、幾ら数字を掲げても、先ほど申し上げたように、これは罰則規定のある条文ではございませんので、みんなで頑張っていこうということだが、国民の食料安全保障上極めて大事だという共通認識のもとで、これをやつていかざるを得ない、ということござります。

最終責任は政府にあるといったましても、ぜひ、生産者・消費者だけではなく、国民の皆さんの方のその共通の認識、これぐらいの自給率といふものの設定をしたということに対して、個人がどのぐらい食べたから全体がどうなるかという問題ではございませんけれども、国民全体がこういう認識のもとで、二条の国内生産を基本に、あるいは日本型食生活、あるいは食べ残しをできるだけ少なくしようということがあつて初めて実現可能な政府の目標だというふうに理解をしておりますので、国の責務ではありますけれども、生産者団体、消費者団体、各団体あるいは自治体の御協力をいただかなければこの責任を果たすことができないという意味でございます。決して責任転嫁のための逃げ道条項ではないということを、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○宮地委員 責任転嫁ではない、これは協力をしてもらいための条項である、こういう大臣の発言であります。

そこで、この十五条の頭に「政府」とあります

が、この「政府は」という政府は決して農林水産省だけではない、これはもう内閣挙げて、こういふうに私は読みたいのです。まさに今大臣がお話しになりましたように、いわゆる生産だけのマターではない、消費のマターもある。一番大事なのは、やはり国民の食生活の変化という問題があるわけでござりますから、文部省においての教育の問題もある、学校給食の問題もある、あるいは厚生省の食品衛生法との関係もある、消費の問題であれば、経済企画庁国民生活局との関係もある。当然、関係省庁にまたがっているわけですから、この「政府は」というのは、私はまさに、内閣は、こう読みかえていいぐらいの重要な二文字である、こう理解をしておりますが、大臣もそのような理解と受け取つてよいか、確認しておきたいと思います。

○中川国務大臣　おっしゃるとおりでございまして、まさに政府が基本計画をつくるわけでござりますから、内閣挙げて取り組むべき問題だというふうに思います。

現に、この基本計画をつくる場合には、新しい食料・農業・農村政策審議会を通さなければならぬわけでございますし、その審議会の長は内閣総理大臣が命じるわけでござりますし、また、関係各省の長は、大臣は農林省だけではなくて、審議会はいつでも内閣の大臣に対して、今先生のお話をかかりすれば、経済企画庁長官、どうなっているんだとか、あるいはまた運輸大臣、どうなっているんだとか、自治大臣、どうなっているんだとかいうことを聞くことができる、それに對して答えなければならないということになつておられますので、この基本計画自体、まさに内閣一体としての作業だというふうに考えております。

○宮地委員　それなら、次に確認をしておきたいのですが、同じ十五条の六項においては、政府は、「基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」こうなつて、公表の規定になつてゐるわけであります。

に報告し、公表しなければならないと、国会に對する報告をなぜ入れなかつたのか。これもまた、国会を少し軽視しているんではないかといふ批判も一面にあるわけあります。少なくとも、これだけの基本計画、現在検討されているのは五年の見直しですが、十年ぐらゐのスパンの基本計画画を立てる、こう言われている。私は、ここに国会報告といふことを挿入して、まず閣議決定をしてそれを国会に報告し、国民に公表する、こういうような国会報告をなぜ入れなかつたのか、まさにこれは国会輕視ではないか、こういう批判を受けてもやむを得ないとおもいます。この点について、大臣はどういうお考えをお持ちなのか。

○中川国務大臣　この法案をつくる、つまり御審議をいただく過程において、当然、当委員会を初め国会での御審議、そして成立をさせていただくということが我々の切なる希望であるわけでござります。

この基本法が成立した時点で基本計画を策定する。そして、この基本計画については、遲滞なくこれを公表しなければならないということをごぞざいます。当然、公表でござりますから先生方とのところにはすぐ情報を伝える、情報といいましょうか、この基本計画をお伝えするということになりますが、基本計画という計画自身を国会の承認あるいは報告事項にするということにつきましては、この法律に基づいて国が行政として行うものでございますから、最終的には国会に対して政府が責任を持つわけでござりますけれども、この基本計画自体は行政の執行の基本計画として政府がやらせていただきたい。他の基本法の例を挙げるのもいかがかと思ひますけれども、他の基本法でも国会への報告は必要とされていないといふことが通例でございます。

しかし、これは、一方では年次報告でもつて、毎年やつてきたもの、いわゆる農業白書的なものを新しくまたつくるわけでございますが、これを国会に報告を毎年やるという条文もござりますし、また、五年に一度の再評価といふシステムも

ござります。変更しなければならない場合には変更するということでござりますので、決して国会を軽視するということではなく、いつの時点でも最終的には政府は議会に対しても責任を持つということで御理解をいただきたいと思います。

○宮地委員　自給率の目標を設定して、大臣は、内閣を挙げて自給率の目標に向けて努力をされる。その自給率の目標を達成する、あるいは、これから日本の二十一世紀の食料、農業、農村の再生、活性化をする最も重要な具体的な施策との計画を立てるわけです。それを立てた段階で、閣議で決定する。それを国会に報告するのは私は当然だと思う。

先ほど国会に報告とおっしゃったのは、それは白書ですよ、白書。これは当たり前のことです。この基本計画において、きちっと国会に報告をして、報告を受けた以上、国会も責任を負うのです。

私は、前々から、最初の段階で申し上げたように、この食料、農業、農村の再生、改革という問題、あるいは食料の自給率の目標の達成努力という問題は、これは、国会と内閣と国民が総力を挙げて、理解とまた御協力をいただきながら車の両輪のごとくやらないでは、本当の意味の日本の農政の再生、活性化はできませんよということは、最初に私は質問のとき申し上げたとおりです。であるならば、この六項の中に国会報告、当然これは入れてよかつたのではなかろうか、こう私は思ふわけでございます。

どうか白書と同じような取り扱いはやめてもらいたい。白書は白書として、当然、一年間、農林水産省がどういう政策をつくって努力して、國民がどういう成果を上げたかということ、これをいわゆる決算的に白書として国会に報告するのを当然のことなのです。それとこれはまた別問題。将来に向けての重要な施策を決定するわけですか

いと 思 い ま す。

私は、当然、この点については、内閣を擧げてきちつとやる以上、閣議で決定したままず国会に報告し、國民に公表し、国会も内閣も國民も、全体が日本の新しい農政の夜明けの出発をしていくのだ、このぐらゐの決意とまたこれからの方針と、いうものを大臣が明確にすべきであらう、こう思いますが、再度この点について御確認をしておきたいと思います。

○中川國務大臣 まず、国会輕視では決してないということを重ねて申し上げさせていただきま

○中川國務大臣　ものを売る、買  
自由意思のものとす  
う言葉だとする  
いうのが三十名  
そして、市場  
給動向あるいは  
いろいろな条件で変  
あれば、この場  
低くなる方を問  
おるわけでござ

生産者と消費者との、つくつた貿易というものが、お互いの努力とことで成立する。これを市場原理といふならば、それを導入していこうとおもいます。

厳しい批判が起り、環境が非常に悪化していく。そういう中で、ここ数年の間に、そうした補給金の制度や補助金の制度が経営安定資金という名目の中で大きく変化をしてきている。しかし、中身については、今のところ財源的にもきちっと確保してきている、それが実態であろうと思うんですね。

うことは  
いいまし  
ございま  
ただ、  
ちつと財  
はなくて  
生まれて  
質問の趣  
マイナス  
も、これ  
施策につ  
ニ、文部

性格としてはなしやばかり別の名目と  
ようか、別の制度に移行していくわけで  
す。

ものが始まつてくる。いつまでもそういう国内的

めの資金がそのまま同じように横滑りでいくとい  
うことは、決してない、つまり、別の名前で

私は、当然、この点については、内閣を挙げてきちっとやる以上、閣議で決定したらまず国会に報告し、国民に公表し、国会も内閣も国民も、全体が日本の新しい農政の夜明けの出発をしていくのだ、このぐらいの決意とまたこれからの方針と、いうものを大臣が明確にすべきであろう、こう思いますが、再度この点について御確認をしておきたいと思います。

○中川国務大臣 まず、国会軽視では決してないということを重ねて申し上げさせていただきます。

その上で、若干横並び的な話で恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、基本計画というものは、法律に基づいて行政がつくり、そして閣議決定をして公表するということをございますので、ほかの基本計画と同じようなと言うところで、また宮地先生に怒られそうでありまして、国民生活に極めて重要な、非常に大事な大事な基本計画ではござりますけれども、そういう扱いにさせていただきます。

しかし、これは、ここから先は私の想像で、出過ぎた発言になるかもしれませんけれども、公表と同時に、閣議決定と同時に、多分、当委員会等で十分な御議論もいただき、またそれを参考にしながら施策を推し進めさせていただきたいと思いますので、どうぞ御理解と御指導をよろしくお願いいたします。

○宮地委員 次に、いわゆる三十条は、WTO交渉を控えて、我が國も、いわゆる価格を決定するに当たっては市場原理を導入して、そしてこれからは価格政策をやっていきます、この表明と受け取ってよいのかどうか。

○中川国務大臣　ものを売る、買  
う言葉だと三十条  
自由意思のもとす  
うの立場といま  
たためにも、この  
ないとは思いき  
ふうに考えてお  
番の方のお考  
必要な施策を講  
○宮地委員 そ

生産者と消費者との、つくた  
は自然条件、天候の問題等々、いろ  
うとういうものが、お互いの努力と  
て成立する。これを市場原理とい  
るならば、それを導入していくこと  
でございます。

易合の農家に対する影響、特に、専  
門でござりますと、需  
要動が予想される。高くなることも  
易合には生産者は喜ぶでしょうし、  
因係者の皆さんは大変御心配され  
ています。

易合の農家に対する影響、特に、専  
門でござりますと、需  
要動がより大きいわけでございますの  
して品目ごとに経営安定対策をとつ  
てのものが三十条二項の趣旨でございま  
すが、小麦は、小麦はこれから御議論いただき  
て、先生の御質問にお答えするな  
らぬ主な作物につきまして経営安定  
をきたいということでおざいます。

して、先生の御質問にお答えするな  
らぬ主な作物につきまして経営安定  
は決してWTOの交渉と無関係では  
ございまして、WTO交渉の中で我が  
国の牛乳、それからまた、今後、大  
きな主な作物につきまして経営安定  
の方にウエートがあるわけでござい  
ます。ただ、直接的には、先生の二  
考え方方に合致している条項だとい  
われます。

そこで、大事なことは、大臣、この  
交渉でござる、経営安定資金、こういって  
の条項といふものは全く無関係では  
ございません。ただ、直接的には、先生の二

厳しく批判が起り、環境が非常に悪化していく。そういう中で、ここ数年の間に、そうした補給金の制度や補助金の制度が経営安定資金といふ名目の中で大きく変化をしてきている。しかし、中身については、今のところ財源的にもきちっと確保してきている、それが実態であろうと思うんです。

ですから、この必要な施策については、経営安定資金という名前ですが、今までの、酪農とか種作とか麦とか、農家にフォローアップしてきたそういう補助金や補給金制度といふものは経営安定資金に切りかえるけれども、その既得権的財源となる問題は、これは当分の間はきちっと確保するんですよ、生産性の向上や近代化や合理化によつていろいろと経営が安定してくれば、徐々にソフトランディングしてまた新たな財源に向けていくんですよ、当面はきちっとした今までの既得権の財源は確保しますよ。こういうものが担保されただけでこの法文と私は読んでいたのですが、こそこそは担保されているのかどうか、この点について可能な限りの答弁をしていただきたいと思います。

○中川国務大臣 経営安定対策、いろいろありますけれども、とにかく今までのやり方と違う、相手との自由なやりとりが原則であって、しかしその場合に、生産者等に影響を及ぼすときにはいわゆる経営安定対策をとるということをございます。今までの既得権はきちっと守るというと、私自身、若干別のこと思い浮かべてしまふわけですが、ございますが、必要な措置は万全を期すという意味であります。

うことはいいましまございません。ただ、ちつと財はなくて生まれて質問の趣マイナスも、これに政策なれば施策につ算面にお挙げて努力おります。○官地委した。  
そこで三十条ういうといても基すから、安定対策すべきでいい。大臣めに参りも相当な農家もあして今後なきやな

先生が御指摘の御趣旨というのは、き  
源的にも、ただカットするということで  
必要な資金として新たな資金の需要が  
きたことに対するは万全を期せといふ御  
旨であるならば、今の段階でプラスとも  
とも申し上げることはできませんけれど  
に限らず、今農政の大転換の中で必要な  
いは万全の手当てが確保できるよう  
の転換とセットでこのことはやっていか  
まさに施策の遂行になりませんので、予  
きましても万全の対策をとるべく、省を  
力をしていかなければならぬと考えて  
員 言わんすることは大変理解できま  
、この経営安定対策といふのは、いわゆ  
だけでなく、十五条の三号、四号、こ  
れでこれらのが我が國の農業政策につ  
きましては万全の対策をとるべく、省を  
力をしていかなければならぬと考えて  
るわけですね。  
う農家に対して、やはり経営安定対策と  
いろいろ新しい施策を打ち出していか  
ましらぬ。そういう中で、三十条に縛られる  
ハンディをショット御苦労をされている  
の北海道などは私も何回か実態調査のた  
ましたが、平たん地の稻作農家において  
の農家に対して、やはり経営安定対策と  
いろいろ新しい施策を打ち出していか  
ましらぬ。そういう中で、三十条に縛られる  
ハンディをショット御苦労をされている  
性格としてはなし やはり 別の名目と  
よらか、別の制度に移行していくわけで  
す。

生産者と消費者との、つくた  
うというものが、お互いの努力と  
して成立する。これを市場原理とい  
ふならば、それを導入していくことと  
本でございます。

市場原理ということになりますと、需  
求の自然条件、天候の問題等々、いろ  
いろの要因が予想される。高くなることも  
場合には生産者は喜んでしようし、  
生産者の皆さんは大変御心配されて  
います。

場合の農家に対する影響、特に、専  
門家で言いますと、育成すべき農家  
がより大きいわけでございますの  
であります。そこで品目ごとに経営安定対策をとつ  
つのが三十条二項の趣旨でございます。  
は、麦、麦はこれから御議論いただき  
て、先生の御質問にお答えするな  
らうな主な作物につきまして経営安定  
は決してWTOの交渉と無関係では  
ございませんで、WTO交渉の中で私が  
うのものをできるだけ有利にしていく  
の方にウエートがあるわけでござい  
ます。ただ、直接的には、先生の二  
考え方方に合致している条項だとい  
うております。

そこで、大事なことは、大臣、この  
講じる、経営安定資金、こういうこ  
そば、酪農においても補給金とか、  
も転作奨励金とか、いろいろ補助金  
木についても麦についても酪農につ  
いた一つの既得権として今まで相  
由来してきたわけです。それが、や  
際化の中で新たなWTO交渉とい

厳しい批判が起こり、環境が非常に悪化してくる。そういう中で、ここ数年の間に、そうした補給金の制度や補助金の制度が経営安定資金といふ名目の中で大きく変化をしてきている。しかし、中身については、今のところ財源的にもきちっと確保してきている、それが実態であろうと思うんです。

ですから、この必要な施策については、経営安定資金という名前ですが、今までの、酪農とか種作とか麦とか、農家にフォローアップしてきたそれらの補助金や補給金制度といふものは経営安定資金に切りかえるけれども、その既得権的財源という問題は、これは当分の間はきちっと確保するんですよ。生産性の向上や近代化や合理化によつていろいろと経営が安定してくれは、徐々にソフトランディングしてまた新たな財源に向けていくんですよ。当面はきちっとした今までの既得権の財源は確保しますよ。こういうものが担保された上でこの法文と私は読んでいるわけですが、ここは担保されているのかどうか、この点について可能な限りの答弁をしていただきたいと思います。

○中川国務大臣 経営安定対策、いろいろありますけれども、とにかく今までのやり方と違う、相手との自由なやりとりが原則であって、しかしその場合に、生産者等に影響を及ぼすときにはいわゆる経営安定対策をとることでございまします。今までの既得権はきちっと守るというと、私自身、若干のことと思い浮かべてしまふわけでございますが、必要な措置は万全を期すという意味であります。

つまり、経営安定のために必要な資金が必要な場合、あるいはまた流通を合理化するために必要な施設なり資金が必要な場合、あるいは技術開発等々、そしてまた技術の普及に必要な施設や資金が必要な場合の中でも大きくなっている。しかし、名目の中で大きく変化をしてきている。しかしながら、その既得権的財源と、中身については、今のところ財源的にもきちっと確保してきている、それが実態であろうと思うんです。

す。性格としてはなし やはり 別の名目と  
ようか、別の制度に移行していくわけで  
先生が御指摘の御趣旨というのは、き  
くことには、万全を期せといふ御  
旨であるならば、今の段階でプラスとも  
とも申し上げることはできませんけれど  
も、必要な資金として新たな資金の需要が  
きたことに對しては万全を期せといふ御  
いては万全の手当てが確保できるよう  
の転換とセットでこのことはやつていか  
まさに施策の遂行になりませんので、予  
きましても万全の対策をとるべく、省を  
力をしていかなければならぬと考えて  
ゐるわけですね。

農家に対して、やはり經營安定対策と  
いろいろと新しい施策を打ち出していか  
らぬ。そういう中で、三十条に縛られる  
い。むしろ、十五条の三号なり四号の中  
に一回見直しをするわけですから、弾力  
においても思い切った經營安定対策を打  
きである、私はこう考えているわけでこ  
が、この点について、基本計画の中でこ  
營定対策も十分に検討していく用意が  
す。

あるかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○中川国務大臣 基本計画と財源との関係で申し上げますならば、十五条の基本計画の中で、三号、四号、つまり、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策があつて、そして、食料、農業、農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項を計画で定め、それを推進していくなければならないわけでございます。

そのときには当然財源的な問題というのも出てくるわけでございますから、先生御指摘のとおり、むしろ十五条の二項三号でもって、例えば経営安定対策の議論が三十条で出てくる、あるいはまた、中山間地域に対する議論を今していただきておりますが、直接支払いの財源の問題が三十五条の方に出てくるということで、この三号、四号からいろいろな施策が、枝葉といましまよか、出でています、その個別の施策が各条項の中につけて、それに必要な施策、財源が必要になつてくる、こういう考え方で組み立てております。

○宮地委員 次に、三十五条の中山間地域等の振興の問題についてお伺いをしたいと思います。

この中山間地域の問題について検討会が中間取りまとめを行いました。この中間取りまとめの中に両論併記が大分出ている。これがこれから、次は六月の二十一日と予定しているようですが、七月中には最終報告を取りまとめる、こういう方向で議論されているようです。まず、この両論併記の取り扱い等についてどういうふうになつてているのか、また、どういうところが両論併記として出てきているのか、この点について現状を報告していただきたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 今先生、両論併記という言葉を使いになりましたけれども、具体的には、まだ詰めが足りなくてもう少し検討を深くするという事項と、それから、考え方が対立しているというところと二つござります。

そして、まだ詰めが足らないという点でいえ、対象とする地域について、振興立法五法地域

は対象とするということで大体合意が得られたわけですけれども、沖縄、奄美、小笠原といった、いわゆる特殊立法といいましょうか、特定立法といいましょうか、そういう地域について、まだ定すべき条件なり公益的機能の点でもう少し勉強が必要なことがあります。

それから、対象とする農地につきましては、畑放牧地の取り扱いについて、もう少し公益的機能あるいは不利の格差がどうなるかという点を勉強しようではないかということになつたわけでございます。

意見が対立しておりますのは、生産調整との関係でございまして、生産調整の政策とリンクすべきだという御意見と、いや、ニュートラルでいくべきだという御意見と、それから、ここはもう一つ、むしろ中山間地域は生産調整の配分を小さくすべきだというふうな御議論もありまして、これは対立をしているように私は感じております。

それから、もう一つ大きな点につきましては、財政負担の問題ということで、ここも、全額国費

とおりであります。

度でありますので、広く国民の合意と理解を得る

という観点から、やはり、この検討会でも出てお

きましたけれども、客觀的かつ明確な基準でま

きちつとするということでございます。

それから、交付の仕方につきましても、これはそういうことでござりますけれども、いわゆる採草だということでございますけれども、いわゆる採草も入れる。それから、育成された牧草地を入れるということでござりますけれども、いわゆる採草も入れる。それから、育成された牧草地も入れる。いいましょうか、そういう地域について、まだ定住条件なり公益的機能の点でもう少し勉強が必要なことがあります。

だから、交付の仕方につきましても、これはいわゆる特殊立法といいましょうか、特定立法といいましょうか、そういう地域について、まだ定住条件なり公益的機能の点でもう少し勉強が必要なことがあります。

二〇

○宮地委員 いわゆるデカップリング制度の導入の問題、EU型を非常に参考にされているようですが、私は、一つは、いかに国民の理解と合意を得られるような公平、公正な交付ができるかどうか、その交付のやり方、この問題。それから財源の問題、これが私は非常に重要なポイントである、こう見ていますが、今農林水産省としては、まずこの交付の仕方なり財源についてはどのよう

な考え方で検討されているのか、現状で結構ですから報告していただきたい。

○渡辺(好)政府委員 先生の御指摘がありました

具体的には、農業者に対する交付というのが本筋になりますけれども、日本のような農業事情を考えますと、実際には市町村が動かして、そして集落で協定をつくってやつていただきますので、集落での協定づくりに對して市町村が何らかの基準を示せないか、そしてその基準に従つて集落で協定をした場合には、その協定に従つて集落に対する支払いを行つてはどうか、これをもう少し検討すべきである、そういう御議論が出ておりました。農業協定上は農業者に対して交付すると

いうふうに書いてありますので、県とか市町村といふうにはまいりませんが、集落に對して交付をする道をどうするかということで、議論をもう少し重ねたいと思っております。

それから、財源問題につきましては、これは当然のことながら、この検討会の中で単価が定まり、客觀的かつ明確な基準によつて対象面積が定まりますと財源の総額が出てまいりますので、その上で財源の確保に全力を挙げたいと考えております。

○宮地委員 きょうは、自治省と大蔵省も来ていただいていますので、私は、こうした新しい制度の導入に伴い財源を検討する場合に、当然農林水産省としては、農林水産省の今日までの予算の全

制度の導入というのが大変重要なポイントになつてゐるわけですから、自治省は、地方交付税を全国の市町村に渡すときの算出のベースとなる根拠の中に、当然中山間地域の、いわゆる農村、林業、こうした地域の振興という問題について、今後このデカップリング制度の導入と見合つた形で、新たな要素として地方交付税の中に検討することとはできないか、この点についてまず自治省にきちつとするということでございます。

それから、交付の仕方につきましても、これはいわゆる特殊立法といいましょうか、特定立法といいましょうか、そういう地域について、まだ定住条件なり公益的機能の点でもう少し勉強が必要なことがあります。

だから、交付の仕方につきましても、これはいわゆる特殊立法といいましょうか、特定立法といいましょうか、そういう地域について、まだ定住条件なり公益的機能の点でもう少し勉強が必要なことがあります。

○宮地委員 いわゆるデカップリング制度の導入の問題、EU型を非常に参考にされているようですが、私は、一つは、いかに国民の理解と合意を得られるような公平、公正な交付ができるかどうか、その交付のやり方、この問題。それから財源の問題、これが私は非常に重要なポイントである

う、こう見ていますが、今農林水産省としては、まずこの交付の仕方なり財源についてはどのよう

な考え方で検討されているのか、現状で結構ですから報告していただきたい。

○寺澤説明員 お答えいたしました。

直接支払いといふ新たな助成手法を今農林省において検討されているわけですが、昨年の九月に食料・農業・農村基本問題調査会の答申

の中でも、こういった新たな助成手法を検討するに当たって、まず、既存のさまざまな農業政策上の助成との関係、また施策の費用対効果等を明確化していく必要があるというのが一つ、また中山間等における直接支払いを行うことについて国民の理解を得ることができる仕組みと運用のあり方について検討していく必要があるというふうに指摘をされております。

これまで二回出張してまいりましたけれども、先生の御質問の中でございましたが、一口に中山間といいましても、態様はさまざまございまして、そういうた極めて多様性のある中山間においてどういう仕組み、運用のあり方ができるかというと、については、これからまず農水省においてじっくりと基本的な御検討をいただく必要があると考えております。また、農水省におきましては、この現在審議されております新たな基本法を踏まえまして、今後の日指すべき農政の基本理念の明確化と政策の再構築が行われるものと承知しております。

財政当局といたしましては、農業関係予算につきましても、重点的、効率的な配分を図る必要があると考えているところでございます。  
いずれにいたしましても、直接支払いにつきましては、予算要求の前提となります制度の内容等について農水省において検討が行われ、その結果が出る、またそれにより要求がなされるというふうなことを受けまして検討をしてまいりたいと考えております。  
○宮地委員 特に、この中山間地域等の振興といふことで、これは眼目は不利補正、不利な条件地域に対する補正、これが眼目であり、やはりW.T.Oの緑の政策との相関関係を考えながらと。この不利補正の問題は、中山間地域のみならず、等ということが入っているわけですから、この等のところにもぜひ注目していくだけで、この等のいわゆる不利補正についても十分に全国を縦横点検して進めていくべきである、私はこう思つてあります。

おりますが、現段階で農水省としては、この等の不利補正是どういうような考え方で検討されてい るのか、確認をしておきたいと思 います。

○渡辺(好)政府委員 今、中山間地域等というとて、この新しい制度の適用範囲を大きいネットとして地域振興五法ということで申し上げまし た。

りながら、本当に我が國のそうした不利的な補正が国民に理解と合意の得られるような方向で、さらに、日本のこれから農業、農村の再生、活性化に生きた資金が使われるということであれば、思い切った抜本的な財源措置も、また方策もやつていただきたい、こういうふうに思うわけでござります。

○木村説明員　お答えいたします。  
相続税の問題についてございまして、まず最初に一言申し上げさせてい  
は、昭和六十三年の末に抜本改革  
で、現状における状況と今後の方針  
大蔵省主税局の決意を確認してお  
す。

ただ、そういう線引きだけでは律し得ない部  
分があるわけでございます。先ほど申し上げまし  
た沖縄、奄美、小笠原の扱いもそうですし、例え  
ば非常に条件が悪くて草しか生えない、しかも、  
草しか生えないその草のコストも非常に高くつく  
というふうなところもあるではないかという指摘  
がされております。さらには、厳密に線を引いた  
ときに、その線を引いた右と左といいますか、隣  
同士で条件が似ているのに交付の対象にならない  
ということがあつていいのだろうかというふう  
な、大きく言いますと、三つぐらいのジャンルが  
まだ検討すべき事項として残っております。こ  
れを七月までの間に詰めたいと思っております。  
○宮地委員 特に、この不利補正の場合、この法  
文によりますと、いわゆる地理的条件が悪く、こ  
うなっているわけですが、この地理的条件のみな  
のか、その点についてはどういう考え方なんです  
か。

○渡辺(好)政府委員 検討会での検討をするに際  
しましては、地理的、これは自然的と言つてもい  
いと思うのですが、自然的、社会的、経済的とい  
うことで、例えば、自然的、地理的条件として  
は、傾斜度もござりますし、それ以外に、高齢化  
率が著しく高いとか耕作放棄率が高い、そういう  
ところの取り扱いをどうするか、それから、それ  
らに準ずる地域の扱いをどうするかというふうな  
ことを念頭に置いて議論を進めております。

○宮地委員 ゼひその点を、これからも基本計画  
の中でもいろいろ施策を打ち出していくと思います  
ので、十分に国民のニーズにこたえ得るような、  
そして公正な交付ができるように、特に大蔵省あ  
るいは自治省、こういうところともよく連携をと  
る

そこで、もう一つ大事な問題は、きょうは大蔵  
省から主税局にも来ていただいておりますので、  
これから政府税調あるいは来年の税制改正の中で  
ぜひいろいろ検討をしていただきたい。  
それは、一つは、農地の相続税の見直しの問  
題。あるいは、最近、私の埼玉県などでは、林  
富地区というのは、まさに林の中に産廃業者が中  
小の炉をつくって、そしてダイオキシン公害をば  
らまき、御存じのような所沢ホウレンソウ事件が  
発覚するという大変な社会問題を露呈したわけで  
あります。

それをいろいろ調べてまいりますと、どうも  
やはり林地の相続税の問題が大変に大きな根っこ  
にある。御存じのように、農地については二十年  
間の猶予制度、こういうのがあるわけですが、林  
地についてはそういう制度もない。そのため、  
どうしても、相続のお金をつくる、そうしたとこ  
ろを手放さなきやならない、特に最近はバブルが  
崩壊してなかなか土地の流動化が進まない、そうち  
う中で、やむにやまれず売つてしまつた先がと  
んでもない業者のところに渡つてしまい、それが  
結果的にダイオキシン公害を醸し出す、こういう  
社会問題になつてゐるわけでございます。

私は、この林地の相続税の問題についても政府  
税調を初め大蔵省としても真剣に、十分に検討し  
ていただいて、来年の通常国会には税制改正の中  
に、この相続税問題についてもぜひ法改正案を提  
出してもらいたい、こういう感じをしているわけ  
です。きょうは主税局長ではなくて審議官と伺つ

れております。さらに、平成四年度、平成六年度と、大体この十年間ぐらい見まして都合三回にわたりまして大幅な減税を行つて來ております。したがいまして、その結果といたしまして、相続税の負担そのものが相当程度緩和されてきていることをまず申し上げさせていただきたいと思いまます。

その上で、まず、農地に対する相続税について申し上げますと、農業を営んでいた被相続人から農地を取得した相続人が農地を引き続き農業の用に供していく場合、それに限りまして、相続した農地の価額のうち、農業投資価格、これはもう先生に改めて申し上げるまでもないと思いますが、恒久的に農業の用に供する農地として取引される場合において通常成立すると認められる価格、これを農業投資価格と言つてはいるわけでござりますが、それを超える部分に対応する相続税につきましては、その担保の提供を条件といたしまして納税を猶予しております。そして、原則として、その農業相続人が死亡した場合等に、猶予された相続税の納付を免除する、そういうた相続税の納税率猶予制度が設けられているところでございます。

問題は、今林地についても話がございましたが、今申し上げました農地についての相続税の納稅猶予制度でござりますが、これはまさに農地の所有と経営の不可分という、そういうた農地法上の制約等を考慮いたしまして、農業政策上の観点から設けられた税法上極めて異例の措置でござります。

そういたしますと、このような事情にない、農地と同様の事情にない林地、そういうたところについて今まで相続税の納稅の猶予の特例を拡大して

認めるというのは、これは適当ではないのではないかと考えておる次第でございます。

○宮地委員 大蔵省の事務方ですから、その程度の答弁しかできないと思います。これは政治的に、実際に実態を見た我々の声というものは、これから国会論議の中で私は検討していきたい、こういうふうに思います。

大臣 きょうは一時間でございましたが、この法案は大変私は重要な法案であると思います。

この法案をもとに日本の新しい農政の憲法をつくり、新しい日本の農業の再生と出発をしていく大事な法案だと思っております。

我々公明党・改革クラブとしては、現行の農業基本法を一步前進させるための大変重要な法案である、こういうことで、百点満点にはいかないにしても、一步前進の評価というとらえ方をしております。

どうか、これに魂を入れて、本当に日本の農政の改革と前進につながる法律にしていきたい、こう思っておりますので、ぜひ大臣の理解とまた協力をお願い申し上げ、きょうは終わりたいと思います。ありがとうございました。

○穂積委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 今週に入りました、月曜日に地方公聴会、昨日は中央公聴会が開かれました。私は、参考人質疑と違って、公聴会というの非常にその意味も一層重いわけでありますし、ここに出された発言といふものについては、今後の法案の審議の中で十分政府の考え方を聞き、よりよきものとして本当に国民の期待にこたえる食料・農業・農村基本法というものをつくり上げていかなけばいけないと、うふうに思っております。

ところで、私は、この前大臣に農水省のアンケートをお示しまして、そして、北海道の七割に近い農家が、先行き不透明だ、あるいはまた農産物価格が非常に安いという声を上げたけれども、いいことあるというお答えでございました。

今回私は、地方公聴会、札幌に参りましたし、

また、昨日は中央公聴会にも北海道の代表が米られ、五人の皆さんから、生産者団体、消費者、そ

して北大の農学部長である教授の太田原先生からもお話を伺いましたけれども、そういう中で私は改めて大臣にお伺いをしたいわけです。

北海道の農業というのは、国境措置とそして価格支持政策のもとで守られてきたと思います。そ

して、北海道は国内で唯一現在の農業基本法が目

指す大規模專業化を忠実に実行してきました。大

臣のおっしゃるいわゆる育成すべき農業経営を実

践し、創意工夫を奨励し、もちろん自信も誇りも持つて頑張ってこられた。いわば戦後農政の優等生であります。しかし生産者は、耕作面積こそ拡

大したが、借金も膨れ上がって大変だ、今、国に誘われて二階に上がったならばしごが外されたよう

な思いがする。こういう意見がございました。

私は、この点について大臣がどう受けとめられ

るか聞かせていただきたいんです。何ではしごが

外されたような思いを持つているのかということ

を大臣はどういうふうに理解されているか聞かせ

てください。

○中川國務大臣 北海道は、御承知のとおりここ

百年ぐらいの間に開拓が進み、もちろん先住民が

いるわけでありますけれども、大変短い間に、特

に戦後の五十数年の中に急速に農地としての開拓

が飛躍的にふえたわけであります。

その間、私も小さいころ記憶がありますけれども、大変な大灾害があつたりして豆が全滅したとか、あるいは平成五年の年の大凶作のときは、た

まに開拓の豆が全滅したたか、一

か北海道の作況指数は二十幾つだったか、一

部、函館の周辺なんかは作況指数四なんという地

域もあつたわけでありまして、大変厳しい自然条

件がある。さらには、国境措置で守られてきたと

おっしゃいますけれども、例の十二品目のときに

は、牛乳あるいは豆粉等で非常に生産者の皆さ

んは心配をされたわけでございます。

そういう中でありますけれども、先生御指摘の

も上がってきた、やはり日本の農業を支えるのは

北海道だと自負している農家もたくさんいるわけ

でございます。また、現状が厳しいといって本当

のこの農基法の中で一層そういう不安定さが拡大

されてきたこと、そういうことからくる、まさに

御苦労されておる農家もいらっしゃる。これは

どこの地域でもそうでしょうけれども、経営のい

いところ、悪いところ、極端に言えば、自然相手

のお仕事ですから、道一本を挟んで水はけ、風あ

るいは天候が違ってしまう。特に北海道の場合は

広いですから、そういう地域であります。

そういう中で、例えば私が政治家になったころ

の牛乳の北海道の生産見通しなんというのは、現

実にはそれに対して一割以上も需要が少なくなつ

てしまつたとか、あるいは米も、いっぽいくつ

ても減反が今非常に高いとか、最近では、ふん尿

の問題とかいろいろな問題を抱えていることも事

実であります。

ほしごを外したという御質問に対する期待

を持たせて裏切ったという意味でありますけれども、これは、政府が規模拡大、合理化を積極的に

北海道であるがゆえに期待をし、そして政策説導

をしてきたことはもちろん事実でありますけれども、いかんせん、大消費地との間が遠いというこ

との運賃コストの問題、あるいはまた、景気低迷

で思つたように、特に牛乳なんというのではなく

が消費が伸びない。特に、夏暑いと牛乳が伸び

る、暑くないと減る。何か牛乳がほかの飲料水の

ような扱いで需要動向が変化しておるという中

で、新製品の飲み物が出てくると直接的に影響を

受けてしまうというようなこともデータ的に我々

は知つてゐるわけでございます。そういうさまざま

な要素もあります。一方また、政府の需給見通

しが必ずしも当たらなかつたということも事実で

ございまして、そういう意味で、いろいろな要素

が重なつて、うまくいった部分とうまくいかなかつた部分と両方あるのではないかと私は総括を

しております。

○藤田(ス)委員 やはり、とともに大臣は見よう

としていらっしゃらない。本当に今はしごを外さ

れたような思いがするというのは、これは、食糧

法で米に市場原理が導入され、今それがさらに広

げられようとしていること、それからまた、今度

のこの農基法の中で一層そういう不安定さが拡大

されてきたこと、そういうことからくる、まさに

御苦労されておる農家もいらっしゃる。これは

どこの地域でもそうでしょうけれども、経営のい

いところ、悪いところ、極端に言えば、自然相手

のお仕事ですから、道一本を挟んで水はけ、風あ

るいは天候が違ってしまう。特に北海道の場合は

広いですから、そういう地域であります。

そういう中で、例えば私が政治家になったころ

の牛乳の北海道の生産見通しなんというのは、現

実にはそれに対して一割以上も需要が少くなつ

てしまつたとか、あるいは米も、いっぽいくつ

ても減反が今非常に高いとか、最近では、ふん尿

の問題とかいろいろな問題を抱えていることも事

実であります。

ほしごを外したという御質問に対する期待

を持たせて裏切ったという意味でありますけれども、これは、政府が規模拡大、合理化を積極的に

北海道であるがゆえに期待をし、そして政策説導

をしてきたことはもちろん事実でありますけれども、いかんせん、大消費地との間が遠いというこ

との運賃コストの問題、あるいはまた、景気低迷

で思つたように、特に牛乳なんというのではなく

が消費が伸びない。特に、夏暑いと牛乳が伸び

る、暑くないと減る。何か牛乳がほかの飲料水の

ような扱いで需要動向が変化しておるという中

で、新製品の飲み物が出てくると直接的に影響を

受けてしまふというようなこともデータ的に我々

は知つてゐるわけでございます。そういうさまざま

な要素もあります。一方また、政府の需給見通

しが必ずしも当たらなかつたということも事実で

ございまして、そういう意味で、いろいろな要素

が重なつて、うまくいった部分とうまくいかなかつた部分と両方あるのではないかと私は総括を

しております。

○藤田(ス)委員 やはり、とともに大臣は見よう

としていらっしゃらない。本当に今はしごを外さ

れたような思いがするというのは、これは、食糧

法で米に市場原理が導入され、今それがさらに広

た。

同時に、予算の関係では、もう農業の予算構造をEUのように、生産している人たちの所得、価格維持対策の方にもっと大きく比重をかけた構造を見直しをするべきだという、この意見もまた私は非常に重いものとして承ったわけであります。

結局、こうした公述人の皆さんのお見言というふうとを通して、基本法案は農業者や消費者の要求、意見が反映されていないということになるじゃありませんか。

私は、この二十一世紀の食料、農業を決めていく基本法というならば、国民的合意という立場に立つても、率直に、まず、日本の食料自給率の中で二六%を賄っているあの北海道の人たちの声といふものを受けとめ、また同時に、それにつながる全国の皆さんのお見言というふうで、そして検討し、見直しを行うべきだというふうに考えますが、大臣の御意見を承っておきたいと思います。

○中川国務大臣 先生に前回に引き続いで北海道の農業のことを大変心配していただくのはありがたいことであつて、これはもう本当に感謝を申し上げます。

と同時に、新しい基本法は、日本全体の食料であるいは農業、農村の中長期にわたつての方向性を示し、そして目標を設定して実現していくことといふことは、農業、農村の中長期にわたつての方向性を示すものでござりますから、北海道のこと私自身大変気になるところでござりますけれども、例えば、全国の四割を占める中山間地域のことも大事なポイントであろうし、また、北海道以外の育成すべき農家をどうしていくのかというようなこと等々、新たな視点からの食料・農業・農村基本法というものを今御審議いただいておるわけであります。

北海道のことは私自身の問題でもございますので気にしておるところでございますけれども、今までございますけれども、今

の立場としては、全国の生産者、農村地域、そして国民の食料の安定供給というのに最善を尽くすべき法案を御審議いただいているというふうに考えております。

○藤田(ス)委員 北海道のことを心配するのは、まさに皆さんの政策を最も忠実に実践してきた北海道だから、その現状がこうだから、そのことが日本の将来を占うから、そしてそれはそのまま国民の食料につながっているから申し上げているわけであります。私は、中山間を軽視しているわけではありません。

同時に、消費者もまた生産者の所得補償ということをきっぱりと求められたということを重ねて申し上げて、次の質問に参ります。

私は、まず二十六条の問題から入りたいと思いまが、女性の問題が基本法に盛り込まれることですが、女性の問題が基本法に盛り込まれることは、これはもう全く異議のないことではあります。それを本当に実効あるものにしていくために、そういう立場から質問をしたいと思います。

まず、大臣に確認をしておきたいと思いますが、私は、女性の農業従事者に対する労働報酬は女性の地位向上に欠かせない課題だというふうに考えております。これは常識の問題であります

が、大臣もまた同じ意見だと思います。簡単で結構です、同じかどうかぐらいで結構です。

○中川国務大臣 先日、私、フランスへ行って、北海道の一・五倍くらいの農家、条件不利地域の農家を見てきました。そこは畜産と畑作をやっている条件不利地域ですが、御主人一人で全部やって奥さんは全然仕事をしない、農作業をやらなければなりません。美容院の仕事をやっているという話を聞いて、大変びっくりいたしました。

しかし、日本の農業というのは、もう半分以上が女性の労働力に依存をしているというのが現状であるわけで、何でこんなに違うのかなと実は随分悩んでいるわけでございます。とにかく日本の現実がそうである以上は、日本の女性の労働力と、いうものに頼っている以上は、日本の女性の労働力と、それに見合う待遇なり地位なりが社会あるいは残念なことだらうというふうに認識していません。定期的に報酬を受ける家族従業者も含まれております。

は家庭の中で与えられていないという現状も、私は残念なことだらうというふうに認識していません。

○藤田(ス)委員 珍しく意見は一致しているわけですが、總理府にお願いをしておりますが、こと

し四月の男女共同参画白書では農村女性の地位についてどういう結果を示されているかということを簡潔にお答えいただきたいと思います。

○名取説明員 「男女共同参画の現状と施策」、いわゆる男女共同参画白書についての御質問でござりますが、ここの中におきまして、農業に専従する女性の実際の農業経営へのかかわり方の意識に

関する調査というものを出しております。

それによりますと、農業経営の全体を取り仕切っている、特定の部門の経営を取り仕切つていて夫や親等と一緒に農業経営の全体に参画していると回答した者を合わせた割合が八五・三%となつており、女性は農業の経営にかなりの程度参画しているという意識を持っております。

しかしながら、我が国の農業、林業及び漁業に就業している女性の従業上の地位の構成を見ますと、自営業者は一八・四%を占めるにすぎず、男性の七四・六%と比較すると低くなつております。また、家族従業者の割合が女性では七〇・九%と九%と最も高くなつております。男性の一・九%と比較すると大きな差がござります。

白書には無給の家族労働者としておりますが、これはILOの統計によります従業上の地位の区分であります。白書にも記述しておりますとおり、我が国におきましてはこの無給の家族従業者に総務省の労働力調査の従業上の地位の区分であります。家族従業者を対応させておりますが、この家族従業者には定期的に報酬を受けている家族従業者も含まれております。

○藤田(ス)委員 大変丁寧過ぎて、簡潔に言えど、この七〇・九%の家族従業者、この人たちは無給、新聞報道ではそういう見出しになつていますが、それでいいんですね。

○名取説明員 失礼しました。無給の家族従業者

というのは、あくまでも国際比較上の、ILOがそのように使っておりますので、無給だけではありません。定期的に報酬を受ける家族従業者も含まれております。

○藤田(ス)委員 そうすると、そういう数字といふのはきちんと調査されているんですか。これは新聞の記事と随分違いますから、話がややこしくて仕方ないんですよ。

結局、実態は、この七〇・九%は無給の家族従業者ということで認識されているわけです。報道では、それでいいんでしょう。それは事実の問題ですかね。全体はいいんですよ。

○名取説明員 違います。

○藤田(ス)委員 よくわからなった。

そうすると、逆に聞きましょう。七〇・九%の中で、この人たちは、そうしたら全部家族従業者として報酬を受けているんですか。何%受けているんですか。

○名取説明員 有給、無給を含みましての家族従業者と、いうことで、その中で無給の割合がどのくらいかということは、わかりません。

○藤田(ス)委員 だから結局は、この家族従業者の中、この人たちは、そうしたら全部家族従業者として報酬を受けているんですか。何%受けているんですか。

○名取説明員 先ほど申しましたように、その割合はわかりません。

○藤田(ス)委員 あなた、非常に無責任ですよ。本当に農家の家族従業者の立場に立つて、もう少し素直におっしゃってくださいよ。

農業新聞やなんかは、ちゃんとこういう見出しがつけているのです。「日本はまだまだ発展途上国」、それから、「貢献の割に地位低すぎる」、「低い農業女性の地位」、こういうふうに書かれていました。

るわけあります。

もうこれ以上質問しませんから、どうぞお帰りください。ありがとうございました。

いずれにしても、大臣、これは実態をもっと細かく調査するべきであります。少なくとも実態は本当に、農業に従事している女性、それはただ働きになっているわけです。私は、七割なんて限定的に、この七〇・九%の人たちが全部そろいとは言いませんけれども、しかし、わからないとおっしゃったように、この人たちはきちんととしたそういう報酬を受けている立場にはないわけであります。

しかも、大臣もお認めになつたように、農林水産業の従事者に占める女性の割合というのは四五・九%，とりわけ農業分野で見ると六割、それが日本の農業を支える大きな力になつていて。日本の農業を支えていたのは女性だというふうに言つても言い過ぎではない状態であります。

ところが、調査もしていいし、それから実態はこういうふうに非常に低い、開発途上国並みだと言われることについて、大臣はどう思われますか。

○中川国務大臣 女性が半分以上の農業労働をやり、しかも家事、育児等々も女性が中心であるうと思います。したがって、女性が本当に頑張つているなということと、後で質問がおりかも知れませんが、集落社会の中できちつとしたそれに見合う役割というものがあるかどうかということについては、私自身も先生と基本的には同じ考えだと思います。

なお、調査をしていないのはけしからぬということをございますが、きつと調査をしておりまので、簡単に農産園芸局長の方から答弁をさせてください。

○樋口政府委員 農林水産省が、経営における女性の位置づけを把握するという目的で、これは若干古うございますが、農業に専従しておられる女性の方二千五百人を抽出いたしまして、アンケート調査を平成七年の十二月に実施をしておるので

これによりますと、農業に専従される女性の七二・六%は何らかの形で、報酬あるいは給与といふことで本人が自由に使えるお金を受け取つておられます。しかし、大臣、これは実態をもっと細かく調査するべきであります。少なくとも実態は本当に、農業に従事している女性、それはただ働きになつておられるというふうになつております。ただし、このアンケート調査の中を若干分析しますと、毎月決算された額を受け取つておられる方は一六・二%ということでございまして、経営内での位置づけや報酬等の面で正当な評価が行われているかという点については、先ほどお話をあつたとおりでございます。

○藤田(ス)委員 やはり、裏返したら、八三・五%がそういうふうになつてないということじゃありませんか。しかも、これは専従している二千五百人ですから、とり方の問題なんです。私はこの間、農家のお母さんたちと懇談をいたしました。私は、この新聞の記事に非常に驚きました。私は、この新聞の記事に非常に驚きました。私がこの間、農家のお母さんたちと懇談をいたしました。私は、この新聞の記事に非常に驚きました。

○藤田(ス)委員 やはり、裏返したら、八三・五%がそういうふうになつてないということじゃありませんか。しかも、これは専従している二千五百人ですから、とり方の問題なんです。私はこの間、農家のお母さんたちと懇談をいたしました。私は、この新聞の記事に非常に驚きました。

だから、今後どれだけ本当に収入が保障されるのかわからないという不安定な状態の中では、せつかく皆さんのが家族協定というものを提起して、それを広げようとしても、たとえ結んでも、結にかいたもののような話になつてしまふ、そこがキーポイントじゃないか。

だから、本当に女性の経済的地位を向上していくためにも、農家のお母さんたちがすばり答えたように、女性の地位の低さは、日本の農業の地位をそのまま反映、農家経営の厳しさをそのまま反映し、かつ女性にしわ寄せされた姿なんだという発言だなというふうになつてないの、ということで懇談をいたしました。そして、私は本当にそのとおりだ

と思つたのは、そこに参加したお母さんたちは、女性の地位の低さというのは日本の農業の地位をそのまま示しているんだと。本当に本質をついたことを、ひょっとしたら御主人よりも非常によく把握されておる。そのことに私は非常にいい意味の驚きを感じたわけです。

○中川国務大臣 私自身が実際に私の地元の農業者との御婦人たちと懇談をしたことがありますが、一番びっくりしたのは、自分のところの農家経営のことを、ひょっとしたら御主人よりも非常によく把握されておる。そのことに私は非常にいい意味の驚きを感じたわけです。

したがって、そこにもいい経営の人もいれば苦しい経営の人もいましめたけれども、そういう意味でも、私は農村社会は、男性と同じように、あるいはひょっとしたらそれ以上に農業分野に限つて言えば女性という存在が大きいなというふうに思つて、今から十年ほど前に農林省に婦人・生活課と一緒に家庭経営協定を結んで、家族内の役割分担などを評議しようと努めていらっしゃることも私は評議をしていました。そして、女性の経済的役割を正當化をしていました。しかし、にもかかわらず、このい意味で農村社会における女性の働きのすばらし

ということを考えるときに、やはり農家の経営の不安定さ、厳しさから来ているというふうに私は受けとめざるを得ないわけであります。しかも、この新しい基本法案によれば、価格政策に市場原理を導入し、経営は一層不安定になつていく。下がつたときには影響緩和措置だとしても、さつまつた額を受け取つておられる方は一六・二%ということでございまして、経営内での位置づけや報酬等の面で正当な評価が行われているかという

ことについては、先ほどお話をあつたとおりでございます。

だから、今後どれだけ本当に収入が保障されるのかわからないという不安定な状態の中では、せつかく皆さんのが家族協定というものを提起して、それを広げようとしても、たとえ結んでも、結にかいたもののような話になつてしまふ、そこがキーポイントじゃないか。

だから、本当に女性の経済的地位を向上していくためにも、農家のお母さんたちがすばり答えたように、女性の地位の低さは、日本の農業の地位をそのまま反映、農家経営の厳しさをそのまま反映し、かつ女性にしわ寄せされた姿なんだという発言だなというふうになつてないの、ということで懇談をいたしました。そして、私は本当にそのとおりだ

と思つたのは、そこに参加したお母さんたちは、女性の地位の低さというのは日本の農業の地位をそのまま示しているんだと。本当に本質をついたことを、ひょっとしたら御主人よりも非常によく把握されておる。そのことに私は非常にいい意味の驚きを感じたわけです。

○中川国務大臣 私自身が実際に私の地元の農業者との御婦人たちと懇談をしたことがありますが、私はよく知っています。しかし、税制上でも農家経営に寄与していないという扱いというものは、大臣が先ほどからおつしやつたような認識とも合わないわけであります。

そこで、私は大臣に、これだけはひとつ力をかけてほしいんです。

それは、懇談いたしましたら、税制上も、自家勞賃の控除が認められていないんだ、このお母さんたちは一生懸命農業を支えているのに、それが全く扶養家族という扱いにされている。この問題はもう大蔵委員会あたりははずと議論されています。政府も一つの理屈を持っているということを私はよく知っています。しかし、税制上でも農家経営に寄与していないという扱いというものは、大臣が先ほどからおつしやつたような認識とも合わないわけであります。

私は、また北海道かとおつしやるでしようが、北海道にジャガイモがとれていくときに行きました。広大な農地でお父さんが一生懸命トラクターを動かしていいてるその後を、お母ちゃんが一生懸命ジャガイモを拾つたり、何かそういう細々としたことをやつてゐるんです。腰が痛くありますからと本当に思います。それから、ジャガイモを持って帰つて袋に詰めたりなんか、そのほか関係することをいっぱいやつて、そして家の台所も子育てもし、これは本当に大変だというふうに思つたわけでありますけれども、そういう労働

が制度の上でも全く評価されていないというのは、あまりだというふうに思います。

自家労賃の控除を認めるということは、その労働をきちんと認めるということになるわけあります。これはもちろん農水省が決める話じやない。大臣にここで、やりますとか、やらないとかいうことを求めるわけじゃありませんが、しかし、基本法で女性の農業経営における役割を適正に評価するといふなら、せめて税制上の問題について、大臣の責任で関係省庁に問題を提起して、この問題を解決する先頭に立っていただきたい。

○樋口(ス)委員 税制面での扱いについて御質問ございましたが、お尋ねの税制の控除に関しましては、農業のお話でございますが、自営業一般に共通する問題がございまして、そういう扱いで考

えられるべきものじやなかろうかと思っておりました。農業の場合は、お尋ねの税制の控除がございませんが、お尋ねの税制の控除に関しましては、農業のお話でございますが、自営業一般に共通する問題がございまして、そういう扱いで考

えられるべきものじやなかろうかと思っておりました。農業の場合は、お尋ねの税制の控除がございませんが、お尋ねの税制の控除に関しましては、農業のお話でございませんが、自営業一般に共通する問題がございまして、そういう扱いで考

えられるべきものじやなかろうかと思っておりました。農業の場合は、お尋ねの税制の控除がございませんが、お尋ねの税制の控除に関しましては、農業のお話でございませんが、自営業一般に共通する問題がございまして、そういう扱いで考

あるいは何をやれば女性の皆さんの労働が少なくなり、あるいは喜んでいただけのかを総合的に

今省内で検討させていただけています。くそいことですが、大臣の検討するというお話を今省内で検討させていただけています。

○中川国務大臣 その検討は何をするかというところは、まだ私が命じた直後でございまして、総合的に検討しろということを命じたわけございません。壁はそんなに薄くはないと思います。その上で、あえて大臣そのものの働き、それを聞いてい

るんです。

○中川国務大臣 先ほど、先生御自身もお話をされましたように、これは税務当局という相手のあることでもありますし、また実態調査もいろいろありますけれども、広い意味で検討を命じておりますので、その中には、これに限らず、税制一般についてもやはり検討していくかなければいけない項目の一つだらうと思っています。

○藤田(ス)委員 大臣、これぐらいはやはりもうとありますけれども、広い意味で検討を命じておりますので、その中には、これに限らず、税制一般についてもやはり検討していくかなければいけない項目の一つだらうと思っています。

○中川国務大臣 本当に、専ら農業を営む者とのことでありますし、また実態調査もいろいろありますけれども、広い意味で検討を命じておりますので、その中には、これに限らず、税制一般についてもやはり検討していくかなければいけない項目の一つだらうと思っています。

○藤田(ス)委員 大臣、これぐらいはやはりもうとありますけれども、広い意味で検討を命じておりますので、その中には、これに限らず、税制一般についてもやはり検討していくかなければいけない項目の一つだらうと思っています。

○中川国務大臣 この前、中山間の直接支払いのところ、検討会に、先生だったか中林先生でしたか、いい御提案があったので、検討するといふふうに言いましたところが、早速取り上げてくれてあります。私は、自営業者の方をみんな知っているんです。

○中川国務大臣 とにかく農村社会、特に農業經營者、家族經營の中でも女性の占める割合が極めて重要であり、また、一番早く起きて一番遅くまで起きているというような統計もどこかで前に見たことがありますけれども、大変御苦労されている農家の御婦人に対して、農林水産省としても、また私個人といたしましても、また政府全体といたしましても、新しい食料・農業・農村基本法のス

ういう方向を切り開くようにぜひ検討課題に加えていただけますように、もう一度重ねて、これは本当に農家の切実な願いありますので、ぜひ検討課題に加え、大臣も働いていただきたいといふことを私は念を押しておきたいというふうに思いました。そして、私は、大臣の検討するというお話を今回は素直に受けとめましょ。

○中川国務大臣 その検討は何をするかというところは、まだ私が命じた直後でございまして、総合的に検討しろということを命じたわけございません。壁はそんなに薄くはないと思います。その上で、あえて大臣そのものの働き、それを聞いてい

るんです。

○中川国務大臣 先ほど、先生御自身もお話をされましたように、これは税務当局という相手のあることでもありますし、また実態調査もいろいろありますけれども、広い意味で検討を命じておりますので、その中には、これに限らず、税制一般についてもやはり検討していくかなければいけない項目の一つだらうと思っています。

○中川国務大臣 本当に、専ら農業を営む者とのことでありますし、また実態調査もいろいろありますけれども、広い意味で検討を命じておりますので、その中には、これに限らず、税制一般についてもやはり検討していくかなければいけない項目の一つだらうと思っています。

○藤田(ス)委員 大変抽象的ですね。そうすると、具体的なそういう基準というものはないわけですね。

○中川国務大臣 ここは、基本法でございまして、極めて基本的な考え方を概念として整理をしたものでございます。

○藤田(ス)委員 大変抽象的ですね。そうすると、具体的なそういう基準というものはないわけですね。

○中川国務大臣 ここは、基本法でございまして、極めて基本的な考え方を概念として整理をしたものでございます。

○藤田(ス)委員 大臣、これぐらいはやはりもうとありますけれども、広い意味で検討を命じておりますので、その中には、これに限らず、税制一般についてもやはり検討していくかなければいけない項目の一つだらうと思っています。

○中川国務大臣 この前、中山間の直接支払いのところ、検討会に、先生だったか中林先生でしたか、いい御提案があったので、検討するといふふうに言いましたところが、早速取り上げてくれてあります。私は、自営業者の方をみんな知っているんです。

○中川国務大臣 とにかく農村社会、特に農業經營者、家族經營の中でも女性の占める割合が極めて重要であり、また、一番早く起きて一番遅くまで起きているというような統計もどこかで前に見たことがありますけれども、大変御苦労されている農家の御婦人に対して、農林水産省としても、また私個人といたしましても、また政府全体といたしましても、新しい食料・農業・農村基本法のス

を示したものでございます。したがって、かなり広い概念であるということござります。

このように、「二十二条の専ら農業を営む者その他の経営意欲のある農業者とは、人に着目した概念でありまして、規模拡大、資本装備の近代化など、経営改善をしていくこうという意思を有する者

のことでありまして、既に農業経営に生計を大きく依存している者以外にも、これから就農して農業経営で生計を立てていくとする意思を明確にしている方も含まれます。判断のマルクマールは意思というふうにおとりいただいてよろしいと思

います。

○藤田(ス)委員 大変抽象的ですね。そうすると、具体的なそういう基準というものはないわけ

ですね。

○中川国務大臣 ここは、基本法でございまして、極めて基本的な考え方を概念として整理をしたものでございます。

○藤田(ス)委員 大変抽象的ですね。そうすると、具体的なそういう基準というものはないわけ

ですね。

○中川国務大臣 ここは、基本法でございまして、極めて基本的な考え方を概念として整理をしたものでございます。

○藤田(ス)委員 大臣、これぐらいはやはりもうとありますけれども、広い意味で検討を命じておりますので、その中には、これに限らず、税制一般についてもやはり検討していくかなければいけない項目の一つだらうと思っています。

○中川国務大臣 この前、中山間の直接支払いのところ、検討会に、先生だったか中林先生でしたか、いい御提案があったので、検討するといふふうに言いましたところが、早速取り上げてくれてあります。私は、自営業者の方をみんな知っているんです。

○中川国務大臣 とにかく農村社会、特に農業經營者、家族經營の中でも女性の占める割合が極めて重要であり、また、一番早く起きて一番遅くまで起きているというような統計もどこかで前に見たことがありますけれども、大変御苦労されている農家の御婦人に対して、農林水産省としても、また私個人といたしましても、また政府全体といたしましても、新しい食料・農業・農村基本法のス

を示したものでございます。したがって、かなり広い概念であるということござります。

この概念の中にも入りります。それから、家族員の中にほかの産業に従事している方がいらっしゃることになります。そのため、専業農家は当然のことながらこの概念の中にも入りります。

農業者と、者に注目をしております。

今御指摘があつた専業、兼業という農家の単位

におろしてみますと、専業農家は当然のことながらこの概念の中にも入りります。

農業者と、者に注目をしております。

が経営する農業経営を支援していくという考え方

て、やはりこれは非常に日本の農業の基本になるものだという的確な御答弁を多くいただきました。

この二十二条で、結局、「経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、」ここで家族経営が出てくるわけですが、「家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進する、こういうことで、結局家族経営に物すごいぎょううさん何やら条件が頭からかぶせられていて、足元の方はすうっと、農業経営の法人化の推進と並列した扱いになつていいというふうに思ひます。

改めてお聞きしますが、今の日本では九割が家族経営であります。これを基本にしてこそ本当に日本の農業の発展というものがあるんじゃないでしょうか。その点で、日本農業における家族経営の役割について、大臣の御見解をお伺いしたいわけです。

○中川国務大臣 日本の農業のはほとんどが家族経営であり、これからもその存在というのは、ますますといいましょうか重要なことは言うまでありません。

しかし、家族経営の中でも、やはり意欲を持つて新しいものに取り組んでいく、あるいは規模拡大を目指していくといったような、法文上いろいろな書き方、育成すべき農家とか意欲ある農業者とかいろいろありますけれども、とにかく九九%は家族経営でござりますから、それを前提として、その上で、さらによりよい経営、よりよい農業が営めるような農業経営者を育成していくことも非常に大事なことだらうといふうに認識をしております。

○藤田(ス)委員 現行の基本法は、この家族経営について非常にわかりやすいわけです。「国は、家族農業経営を近代化してその健全な発展を図ることも、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営になるよう育成するため必要な施策を講ずるものとする。」そして家族経営は、「他産業従事者と均衡する生活を営むことができるよう所得

を確保することが可能」なものにするために国は「必要な施策を講ずるものとする。」これが本当に実行されたかどうかはちょっと別の話としても、農業経営の法人化を推進する、こういうことで、結局家族経営に物すごいぎょううさん何やら条件が頭からかぶせられていて、足元の方はすうっと、農業経営の法人化の推進と並列した扱いになつていいというふうに思ひます。

しかし、先ほどからの御答弁を聞いていましてからかぶせられていて、足元の方はすうっと、農業経営の法人化の推進と並列した扱いになつていいというふうに思ひます。

○中川国務大臣 日本の農業のはほとんどが家族経営であります。これを基本にしてこそ本当に日本の農業の発展というものがあるんじゃないでしょうか。その点で、日本農業における家族経営の役割について、大臣の御見解をお伺いしたいわけです。

大臣、法人化の推進との並列ではなく、日本農業の中心的担い手である家族経営を基本にきちっと位置づけて、これを守る、そういう立場でこの家族経営を位置づけるべきであるというふうに考えます。そうでなければ、第三条、第四条、第五条で挙げているような理念も、本当に実現しようと見えます。そうでなければ、第三条、第四条、第五条で挙げているような理念も、本当に実現しようと思つております。

○中川国務大臣 先ほども申し上げましたとおり、日本の農業経営はもうほとんどの家族経営である、そして家族経営がこれからも日本の農業の基盤にあることは間違いないわけでございます。

しかし、その家族経営を育てる方向になつていい方向にならぬんだということをもう一度重ねて言いたいわけです。

大臣、フランスにいらっしゃったと先ほどおっしゃいました。私もフランスに参りましたけれども、フランスのことについてちょっといろいろ調べておきましたら、フランスは六〇年代に急速な規模拡大政策をとったわけです。日本と全く一緒というやり方ではないわけですが、日本のような農村の過疎化、高齢化などが進行して、そして農業再建のための政策転換をすることになります。

○藤田(ス)委員 もう終わりの時間が近づいています。そこで株式会社でやつていうと、そのお考えを後押しすることも、我々は、新しい時代の農業経営としてぜひお手伝いをしなければならない施設の一つだと考えております。

○藤田(ス)委員 もう終わりの時間が近づいています。そこで株式会社でやつていうと、それが結局家族経営を選別しながらつぶしてあるわけですが、私は、大臣のそのお考えを後押しすることも、我々は、新しい時代の農業経営としてぜひお手伝いをしなければならない施設の一つだと考えております。

○中川国務大臣 先ほども申し上げましたとおり、日本の農業経営はもうほとんどの家族経営であります。それで、家族経営がこれからも日本の農業の基盤にあることは間違いないわけでございます。

しかし、その家族経営の中にも、例えば、もう高齢化して後継者がいない農家であるとか、あるいはいろいろな事情で農業をやめざるを得ないとか、あるいはまた新たに入ってきたい人とか、いろいろな形態があるわけでございまして、その中で、やはり育成すべき農家というものはきちんと育成をしていく、今の一・二ヘクタールとか、意欲のある人はいろいろなことをやりたいわけでありま

た。

○北沢委員 違う方向といふうのは、もうこういふうに、規模拡大だ、経営集中していくというようなやり方はやめよう、本当に農業政策の全体で家族経営をもつと大事にし、その維持発展によって農業を守るようにしていくことや、こういった方向が出されてきたわけであります。

○北沢委員 次に、北沢清功君。

○穂積委員長 社会民主党の北沢清功でござります。

○北沢委員 実は、私どもの委員の皆さんから御質問がございましたけれども、若干質問で漏れていた点について、きょうは私から御質問をいたしたいと思います。

ここに、毎日新聞の記事でございますが、日本の消費者と市民団体が農業を守らなければならぬという意見広告を出したわけです。その反響が非常にあったということで、国民の皆さんの中か

ら、やはり食への募る危機感、食は命であり、自給と安全、それが私たちの願いです、そういう反響が非常にね返ってきたということあります。

私はそういう意味で、今日の農業というものが改めて見直されていくような国民の空気が出ているのではないか。これは、工業、科学の近代化とともに、逆な意味で、自然、環境、また食というものの重要さが命の問題としてとらえられているところに大きな変化がある、そう思つております。

私は、今までこの委員会は余り出たことはございませんが、予算委員会で五、六年やつていて、今まで予算委員会の中では農業問題をやつたのは実は私一人でございます。こんなにも、政治の関心が農業というものから離れてはいるのではないのかといふ悲しみを持ったわけですが、当委員会へ参りまして、皆さんの御熱心な討議をお聞きし、なおかつ、農業というものは、私は長野県の安曇野というところでございまして、かつて大臣も水のサミットで来ていたいたわけで、純農業地帯の、農業では、美しい自然と同時に、あらゆる面で極めて恵まれた土地でございます。ですから、そういう意味で、もつともっと農業の多面性というものを、せっかくの国民の皆さんとの関心に訴えていくことが非常に大事ではないか。今は効率効率という、市場原理ということがうたわれておりますけれども、それ以上に、農業というものの持つ環境、自然それから教育、文化、伝統、国土保全等を含めて、やはりこのことを農省はもつと有効に訴えていく必要があるのでないかという感じを持ちます。

そこで、本論に入ります。

今回、地方公聴会が札幌、松江で開かれ、中央公聴会が二十六日、開かれたわけがありますが、やはり食料の自給率の向上と国内の農業の維持増大を基本法の中にもつと具体的に明記すべきではないかという意見が非常に多かったように聞いております。これらを含めて、農林水産大臣の、地

方公聴会、中央公聴会の感想についてお聞かせいただきたいと思つております。

○中川国務大臣 これだけ重要な、国民全体にかかるわたりのある法案でございますから、国会だけの審議ではなくて、札幌、松江で地方公聴会をやつております。私自身拜見させていただいておりま

す。コメントは一々は申し上げませんが、やはり現地に行って、農業関係者だけではなくて、消費者や学識経験者の方々等の率直な御意見、しかも、それはやはり、農業そして農村、食

料はもとよりでございますけれども、これは国民一人一人にとって極めて重要な大いなる視点からいろいろな御意見があつたというふうに聞いております。私自身拜見させていただいておりま

す。

そういう意味で、当委員会での御審議はもとよりでござりますけれども、公聴会での御意見も参考にさせていただきながら、この基本法が成立した後のいろいろな施策を行は上で大いに参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○北沢委員

いわゆる自給率も、農業全体の枠といいますか、そのものが増大しないと、やはり農業者としてはそのことの恩恵にあらずからいけません。それから、今までの国内の農産物価格についておきますから、自給率についてはもつと積極的な姿勢を明確にしていただきたいということを強く要請いたしたいと思います。

それから、今までの国内の農産物価格についておきますけれども、それ以上に、農業の多面性というものを、せっかくの国民の皆さんとの関心に訴えていくことが非常に大事ではないか。今は効率効率という、市場原理ということがうたわれておりますけれども、それ以上に、農業の多面性の持つ環境、自然それから教育、文化、伝統、国土保全等を含めて、やはりこのことを農省はもつと有効に訴えていく必要があるのでないかという感じを持ちます。

そこで、本論に入ります。

今回、地方公聴会が札幌、松江で開かれ、中央公聴会が二十六日、開かれたわけありますが、やはり食料の自給率の向上と国内の農業の維持増大を基本法の中にもつと具体的に明記すべきではないかという意見が非常に多かったように聞いております。これらを含めて、農林水産大臣の、地

て、國あるいは地方公共団体の施策の効果が相まって所得なり経営の安定が実現される、これが基本的性格だらうと思います。

す。

この新しい基本法案におきましては、農業経営の安定と重視しております。營農の類型並びに地域の特性に応じまして、効率的かつ安定的に農業経営を広範に育成するということを目指しております。そのためには、経営意欲のある農業者が創意工夫を凝らした経営を開拓できるようになります。そのためには、経営基盤の強化促進対策なり、あるいは経営の発展に関する条件整備を推進するということが二十二条、二十三条に明確にうたわれております。それからさら

に、価格政策の見直しに応じまして、農産物価格が低落したときの影響緩和のための経営安定対策を講ずるということも三十条で明記しております。

このように、農業者自身の努力を基本とはいたしておきますが、関連する経営対策というものを講ずるということを明確にしておりまして、そういう意味合いにおきまして、国が果たすべき責務というものはこの法文におきまして明確になつてゐるというふうに考えております。

す。

それから、今までの国内の農産物価格についておきますから、自給率についてはもつと積極的な価格政策をとつてきましたが、先ほどからの御意見を聞いてみても、農業を維持するだけですが、これをいかに高めるかということが非常に大事なわけでありまして、そういう意味で、やはり所得なり経営安定施策といふものをしっかりと確立しなければならないと思うわけですね。

私は、そういう分野で特に大事なのは、政府の

私は、そういう意味で、やはりこの麦対策の新たな措置であるとか、それから大豆対策としての交付金制度にかわるものとしてどのような制度を考えておられるのか、また飼料作物の所得、経営安定対策としての、私どもが唱えておりますところのえさ米対策を含めて、そういう対応があるのかどうか、それらについて具体的をお伺いいたしたいと思います。

○高木政府委員

農業者の所得なりあるいは経営の安定対策における国の責任というものを基本法の中に

もつと明確にあらわすことの方が大事ではないか

す。

その際、この麦作経営安定資金につきましては、現在の政府買い入れ価格と売り渡し価格が大幅な逆ぎやになつて、民間流通への円滑な移行が困難となつた上で、民間流通への移行が実現されますように、今御指摘の麦作経営安定資金につきまして銳意その中身を詰めている段階でございます。

す。

そこで、この麦作経営安定資金につきましては、現在の政府買い入れ価格と売り渡し価格が大幅な逆ぎやになつて、民間流通への円滑な移行が困難となつた上で、民間流通への移行が実現されますように、今御指摘の麦作経営安定資金につきまして銳意その中身を詰めている段階でございます。

す。

そこで、この麦作経営安定資金につきましては、もちろん品質については国産大豆、大麥品質が高いわけがございますが、供給量や価格が不安定であるとか、ロットが小さくて品質が均質でないといふような問題が指摘されておりますし、またさらに、輸入物の品質がだんだんよくなつてしまつております。そこで、競合が一層強くなってきておりまして、競合が一層強くなってきておりま

す。これにつきましては、御案内のように、大幅な売買逆ぎやになつて、その状況の中で、なかなか、生産と需要のミスマッチが生じて、需要の動向なりそれから品質評価というものが十分生産現場に渡らない、そういう指摘もございましたので、昨年五月に新たな麦政策大綱を策定いたしました。そこで、良品質麦をつくった農家の方々の経営の安定ということが重要でありまして、民間流通に基本的には持つていこうということで、現在その中身を詰めている段階でございます。

す。

す。

また、片方、現在交付金制度というのがございますが、農家の皆さんの所得の安定に寄与はしてゐるもの、実需者ニーズに十分応じた生産者の皆さんの努力が報われていいんじゃないいかといふことで、生産性や品質向上に向けてインセン

タイプが働きにくいという問題が指摘されている等々の背景がございまして、昨年十二月に農政改革大綱の中で、一つは食品産業等のニーズに対応した売れる大豆づくりという観点、それから生産者の努力が報われる、つまり市場評価が生産者手取りに的確に反映されるようということことで、交付金制度の見直しを図るということにされているところでございます。

これを受けまして、昨年十二月から専門家によります研究会が開催されておりまして、交付金制度の見直しを含む大豆の今後の振興施策のあり方について、生産、流通、消費、技術開発等と幅広い検討が進められておりまして、夏までには取りまとめられるものと考えております。今後は、こういう研究会におきます議論などを踏まえまして、本年秋の価格決定の時期までに方向づけを行うということにしたいと考えているところでございます。

○本府政府委員 えさ用の稻に関する件でございます。

飼料生産基盤の拡大を通じて自給飼料生産の推進を図つたために、私どもは、農政改革大綱、それから先般まとめました新たな酪農・乳業対策大綱に即しまして、飼料作物の作付面積の具体的な地域別の数値目標でありますとか、地域の実情に即した飼料増産のための効果的な推進方策などを定めました飼料増産推進計画を近々取りまとめるにござります。従来からの飼料作物増産対策を総合的に展開してまいりたいと考えておるところでございます。

特に、飼料用稻の問題につきましては、先生御案内とおり、湿田において作付、栽培が可能であつて、通常の稻作と栽培体系が共通しているというメリットがあるわけでございますが、一方で生産コストが非常に高いという問題点もござります。このために、私どもは、品質開発であり、栽培方法などの多収量品種の収量安定化のための技術の開発などを推進することがまずもつて大事であるというふうに考えております。

○北沢委員 ひとつ、技術的なものや品種の改良を含めて、相当積極的にやつていかなないと、このままいきますと、麦、大豆、これらの余剰米の問題も含めて、えさ米対策としての問題も非常に後退するのではないか。そうなることは、即、我が国の自給率、また農家の所得にもつながらぬ、そういうふうに私は考えますから、この辺に

については相当早急に、積極的に進めていただきたい、そのことが、価格政策もさることながら、所得政策であり経営安定政策である、そういうことを私は強く要請を申し上げたいと思います。

今回の農業基本法の第二十一条で、望ましい農業構造の確立として、専ら農業を営む者などによる農業経営の展開としての認定農業者や大規模農業者への農業施策の集中化を図ろうとしておりまます。前の農業基本法についても、約四十年たった今日、新たに改正するわけですが、当初の昭和三十六年ごろ、私は農業委員をやっておりました。

農業者でありますから、選択的拡大という意味で、畜産だとか果樹、園芸等に実は當時取り組んだことがございますが、当時は価格安定策がないために大変な苦労をしたことを見えております。それと一緒に、そのときの大きくなうたい文句は、いわゆる他産業との所得格差の解消というこ

とですね。これはもう既にそのころからその兆候は始まっているわけでありますから、いわゆる高度成長政策の中では、当初の基本法の趣旨とは全く反対なところへ来ておるわけですね。だから、こんな基本法があるのかと、私は今そういうことを言いたいわけなんです。

今回、いわゆる食料のグローバル化だとか農家経営の減少等を含めて、相当変わってくるわけですね。また、変化が予想されるわけでありますから、基本法といえども、相當農民の皆さんのが声を聞きながら改めて適用するようななことが、農業は、いわゆる耕作者主義につきましては、認めないということにしております。ただ、その一方で、担い手の経営形態の選択肢の拡大を図るということも必要でございますので、農地法に位置づけをされました地域に根差した農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社といふことに限りまして認めるとしているところでございます。

今先生がおっしゃいましたように、土地、水の合理的な利用、あるいは周辺の家族経営との調和、そういうことを考えながら、また、株式会社形態の導入に伴う幾つかの懸念を払拭するための

います。

先ほどから問題になつておりますが、規模拡大を止め、相当積極的にやつていかなないと、このままいきますと、麦、大豆、これらの余剰米の問題も含めて、えさ米対策としての問題も非常に後退するのではないか。そうなることは、即、我が国の自給率、また農家の所得にもつながらぬ、そういうふうに私は考えますから、この辺に

については相当早急に、積極的に進めていただきたい、そのことが、価格政策もさることながら、所得政策であり経営安定政策である、そういうことを私は強く要請を申し上げたいと思います。

今回の農業基本法の第二十一条で、望ましい農業構造の確立として、専ら農業を営む者などによる農業経営の展開としての認定農業者や大規模農業者への農業施策の集中化を図ろうとしておりまます。前の農業基本法についても、約四十年たった今日、新たに改正するわけですが、当初の昭和三十六年ごろ、私は農業委員をやっておりました。

農業者でありますから、選択的拡大という意味で、畜産だとか果樹、園芸等に実は當時取り組んだことがございますが、当時は価格安定策がないために大変な苦労をしたことを見えております。それと一緒に、そのときの大きくなうたい文句は、いわゆる他産業との所得格差の解消というこ

とですね。これはもう既にそのころからその兆候は始まっているわけでありますから、いわゆる高度成長政策の中では、当初の基本法の趣旨とは全く反対なところへ来ておるわけですね。だから、こんな基本法があるのかと、私は今そういうことを言いたいわけなんです。

今回、いわゆる食料のグローバル化だとか農家経営の減少等を含めて、相当変わってくるわけですね。また、変化が予想されるわけでありますから、基本法といえども、相當農民の皆さんのが声を聞きながら改めて適用するようななことが、農業は、いわゆる耕作者主義につきましては、認めないということにしております。ただ、その一方で、担い手の経営形態の選択肢の拡大を図るということも必要でございますので、農地法に位置づけをされました地域に根差した農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社といふことに限りまして認めるとしているところでございます。

今先生がおっしゃいましたように、土地、水の合理的な利用、あるいは周辺の家族経営との調和、そういうことを考えながら、また、株式会社形態の導入に伴う幾つかの懸念を払拭するための

からの農業の中での対峙するには、やはり株式会社の農地への参入だらうと思うんです。農業経営の展開について、私はまず、農村社会を維持していくためには、家族農業を基本とした集落営農など

も含めて変化はございました。しかし、所有の面で大規模農業に発展するということはなかなか進んでおりません。

したがつて、日本の農業生産の四〇%を占めてい、そのことが、価格政策もさることながら、所を得政策であり経営安定政策である、そういうことを私は強く要請を申し上げたいと思います。

今回の農業基本法の第二十一条で、望ましい農業構造の確立として、専ら農業を営む者などによ

る農業経営の展開としての認定農業者や大規模農業者への農業施策の集中化を図ろうとしておりま

す。前の農業基本法についても、約四十年たった今日、新たに改正するわけですが、当初の昭和三十六年ごろ、私は農業委員をやっておりました。

農業者でありますから、選択的拡大という意味で、畜産だとか果樹、園芸等に実は當時取り組んだことがございますが、当時は価格安定策がないために大変な苦労をしたことを見えております。それと一緒に、そのときの大きくなうたい文句は、いわゆる他産業との所得格差の解消というこ

とですね。これはもう既にそのころからその兆候は始まっているわけでありますから、いわゆる高度成長政策の中では、当初の基本法の趣旨とは全く反対なところへ来ておるわけですね。だから、こんな基本法があるのかと、私は今そういうことを言いたいわけなんです。

今回、いわゆる食料のグローバル化だとか農家経営の減少等を含めて、相当変わってくるわけですね。また、変化が予想されるわけでありますから、基本法といえども、相當農民の皆さんのが声を聞きながら改めて適用するようななことが、農業は、いわゆる耕作者主義につきましては、認めないということにしております。ただ、その一方で、担い手の経営形態の選択肢の拡大を図る

ということも必要でございますので、農地法に位置づけをされました地域に根差した農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社といふことに限りまして認めるとしているところでございます。

今先生がおっしゃいましたように、土地、水の合理的な利用、あるいは周辺の家族経営との調和、そういうことを考えながら、また、株式会社形態の導入に伴う幾つかの懸念を払拭するための

措置につきまして、現在、検討会を開催して検討を行つておるところでございます。夏ごろまでに結論を得まして、関係法制度の整備をいたしたいと考えております。

○北沢委員 この点については、いわゆる農業生産方式の中における厳密な意味での農地の所有等を含めて、転用も含めて、規制を相当厳格にする以外に、少なくとも現行の条件を緩めるということは問題があるというふうに私は考えますので、ぜひ、その点については、株式会社の農地参入問題については、ひとつ厳正な態度で進めてもらいたいというふうに思つております。

最後に、これも環境保全型の農業の問題であります。私も農業をやつてしまつて、かつては多収穫にするために肥料をやる、米をたんとるために肥料を大量にやつて、一方においては農業をまく、そういう繰り返しで、反当たり十二俵、十三俵というものをとつたわけでございますが、最近では、うまい米、米の環境というものを、過重負荷をさせない、そういう形が一般化しておりますから心配はないけれども、やはり有機農業とか農業者の環境保全といふものについてもつと積極的な支援策を考えいくべきではないか。

このことは、私はかつて地方行政委員会の与党の筆頭理事をやつていましたから、政策として実行せたのは、自治省において、林業の農道もさることながら、その問題ばかりではなくて、いわゆる下流における水のよきを守るということで、上流の農地の汚染に対しても、やはりこのことに自治体の補助金を出したことがござります、今もやつていますが。

そんなことで、これは自治体ばかりではなくて、やはり農業が本当の意味で環境を守るということにおいては、有機農業なり、または環境保全についてもつと支援策を講ずる、またはもつとはっきりしたガイドラインといいますか、そういうものもする必要があると思つますので、改めてこのことについてお尋ねをして、質問を終わりたいと思ひます。

ることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後四時三十六分散会

○樋口政府委員 お話をございましたように、近年、化学肥料、農薬の使用を控えました環境に優しい農業に対する消費者の皆さんの関心が高まつておりますし、こうした消費者ニーズに対応しまでも、有機農業を含めましたいわゆる環境保全型農業の取り組みにつきまして、例えば、農業改良資金の貸し付けとか堆肥等有機物の供給施設の整備に対する助成等の支援を行つたこともございます。

今回は、さらに踏み込みまして、農業が本来有しております自然循環機能の維持増進を図るという観点から、特に土づくり、それから化学肥料、農薬の低減を一層的に取り組まれる農業者に対して支援を一層強化するということで、金融、税制上の支援措置を講ずることを内容とします持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案というものを提出いたしております。御審議をお願いするということにいたしております。

また、あわせまして、平成十一年度の予算におきましては、一つは、有機物の供給施設や土壤診断施設等、こういう共同利用施設の整備を強化する、それから、施肥や防除等の技術に関します非常に濃密な普及指導を行う、それから、環境負荷の低減に向けた新たな施肥、防除技術を開発するとか等々を推進するということにしておりますし、今後ともこのような施策の円滑な実施を通じて環境保全型農業の一層の推進に努めてまいりましたと考へておるところでございます。

○北沢委員 ぜひ、今言われたことを含めて、ひとつ増進を図つていただいて、ますます農業の環境保全を進めてもらいたい。

要は、農業の持つ多面性というものをもつと強調することにおいて、国民的合意を得られ、また農業が農業として、施策がやりやすくなつていくのじゃないか、そういうことを改めて最後に申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○穂積委員長 次回は、公報をもつてお知らせす



第一類第八号

農林水產委員會議錄第十七號

平成十一年五月二十七日

平成十一年六月十六日印刷

平成十一年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局

C